

各部隊の長

殿

各機関の長

海上幕僚長

(公印省略)

艦船に掲示する安全守則の掲示内容等の基準について(通達)

標記について、艦船に掲示する安全守則に関する達(昭和43年海上自衛隊達第66号)第3条の規定に基づき、別紙のとおり定める。

なお、この通達に基づく掲示内容等を記載した銘板を入手するまでは、現用の物を使用することができる。

添付書類：別紙第1・別紙第2

写送付先：部内全般

文書管理情報				
文書管理者：海幕総括副監察官		開示	部分開示	不開示
一元的な管理に責任を有する者：海幕総括副監察官	作成時	○		
分類番号：47-(1)-ア	区分：	1	2	3
作成年月日：2019.3.4		4	5	6
取得年月日：	理由：			
保存期間：30年				
保存期間満了日：2049.3.31				
本紙含め：80枚冊				
配布先：一冊冊				

安全守則の区分、番号、表題及び掲示場所の基準

区分	番号	表題	掲示場所	備考
船 体 の 用 部	HS-01	短艇運航安全守則	短艇内	
	HS-02	短艇揚げ降ろし安全守則	短艇ダビット付近	
	HS-03	ダビット・デリック安全守則	ダビット・デリック付近（取り外し式のものは格納場所付近）	
	HS-04	油脂・塗具庫安全守則	油脂・塗具庫内及び入口付近	
	HS-05	高所作業安全守則	高所昇降口付近	
	HS-06	ハイライン安全守則	ハイライン装置付近	
	HS-07	洋上給油安全守則	洋上給油装置付近	
	HS-08	総員離艦安全守則	救命いかだ付近及び科員食堂通路等	
	HS-09	セール内外作業安全守則	艦橋内	潜水艦
	HS-10	マスト昇降安全守則	発令所及び電信室	潜水艦
	HS-11	索具取扱安全守則	前部、中部及び後部甲板	
	HS-12	索発射機安全守則	格納箱	
	HS-13	もやい索投射機安全守則	格納箱	
	HS-14	水上標的えい航装置安全守則	水上標的えい航装置付近	
	HS-15	燃料搭載安全守則	燃料搭載口付近及び給油装置付近	
	HS-16	タンククリーニング安全守則	貨油タンクマンホール付近及びポンプ室	
	HS-17	ガスフリー作業安全守則	貨油タンクマンホール付近及びポンプ室	
	HS-19	バラスタタンク（トリムタンク、補助タンク、ネガチブタンク）注排水作業安全守則	操縦室又は機械室及び発令所	
	HS-20	救命索投射機3型安全守則	格納箱	
	HS-21	燃料移動安全守則	操縦室又は運転指揮所	
	HS-22	ケーブル敷設、揚収作業安全守則	作業甲板	海洋観測艦
	HS-23	ブイ敷設、揚収作業安全守則	作業甲板	海洋観測艦 敷設艦
	HS-24	ケーブルタンク作業安全守則	ケーブルタンク付近	海洋観測艦 敷設艦
	HS-25	ホーリングマシン作業安全守則	ホーリングマシン付近	海洋観測艦 敷設艦
	HS-26	ブイスキット（ブイダビット）安全守則	ブイスキット（ブイダビット）付近	海洋観測艦 敷設艦
	HS-27	ブイリカバリーシーブ安全守則	ブイリカバリーシーブ付近	海洋観測艦 敷設艦

船 体 の 部	運	HS-28	油圧ハッチ、ドア安全守則	油圧ハッチ、ドア付近	海洋観測艦 敷設艦
	用	HS-29	観測用巻揚機安全守則	観測用巻揚機付近	海洋観測艦 敷設艦
		HS-30	ケーブル巻揚機安全守則	ケーブル巻揚機付近	海洋観測艦 敷設艦
		HS-31	複合型作業艇揚げ降ろし用デッキクレーン（中折式）安全守則	複合型作業艇揚げ降ろし用デッキクレーン付近	
		HS-32	導索回収装置安全守則	導索回収装置付近	補給艦
		HS-33	舷梯揚降安全守則	舷門付近	
		HS-34	重量物取扱安全守則	前部、中部及び後部甲板	
		HS-35	ストッパー安全守則	前部、中部及び後部甲板	
		HS-36	エアホイスト（担架つり上げ用）安全守則	各操作場所	試験艦
		HS-37	係船機（電動油圧式）安全守則	係船機（電動油圧式）付近	
		HS-38	係船機（電動式）安全守則	係船機（電動式）付近	試験艦
		HS-39	油圧起倒式安全網装置安全守則	油圧起倒式安全網装置操作盤付近	
		HS-40	L C A C乗艇安全守則	便乗者用座席付近	
		HS-41	L C A C燃料搭載（移載）安全守則	L C A C艇内及びL C A C甲板	
		HS-42	R C S（蓋、スクリーン）安全守則	装備場所付近	
		HS-43	スライディングパッドアイ起倒作業安全守則	装備場所付近	
		HS-44	舷側歩板安全守則	装備場所付近	
		HS-45	焼却炉安全守則	廃棄物処理室	
		HS-46	便所及び洗面所・浴室・食器洗浄器室等（生活水使用区画）使用安全守則	便所、洗面所、浴室、洗濯機室、食器洗浄器室、調理室、食器室、士官寝室、レストエリア等付近	
		HS-47	汚物（生活排水）処理装置取扱安全守則	汚物処理室等（汚物等処理関連装置設置区画）	
		RH-03	クレーン安全守則	クレーン受け台及び操作盤付近	
		RH-04	自走台車安全守則	自走台車	
		RH-05	物資移送装置安全守則	物資移送装置付近	補給艦
		RH-06	昇降機安全守則	昇降機入口付近	補給艦
	RH-07	パレットトラック安全守則	パレットトラック		
	RH-08	機雷積込装置安全守則	機雷積込装置付近		
	RH-09	航空魚雷揚げ降ろし安全守則	格納庫入口（左舷側）揚降レール付近	ヘリコプター 搭載護衛艦（DD）	
	RH-10	フォークリフト安全守則	フォークリフト		
	RH-11	艦内移送装置（回転ラック）安全守則	艦内移送装置（回転ラック）付近		
	RH-12	エレベーター安全守則	各操作場所	試験艦	

船 体 の 部	運 用	RH-13	艦尾門扉安全守則	艦尾門扉付近	掃海母艦 海洋観測艦 輸送艦
		RH-14	Aフレームクレーン安全守則	Aフレームクレーン付近	
		RH-15	自走式クレーン走行安全守則	自走式クレーン運転席	
		RH-16	高所作業車安全守則	高所作業車	
		RH-17	弾薬用／貨物用昇降機安全守則	装備場所付近	
		RH-18	エレベーター安全守則（しらせ型）	エレベーター内	
	LH-01	バウドア開閉安全守則	バウ区画入口付近	輸送艦	
	LH-02	バウランプ開閉安全守則	バウランプ開閉管制室及び車両甲板前部		
	LH-03	トラックランプ揚げ降ろし安全守則	第1甲板前部及び車両甲板前部		
	LH-04	揚搭装置操作盤安全守則	管制室及びウインチコントロールスタンド付近		
	LH-05	トロリーホイスト及び電動ホイスト安全守則	各操作場所		
	LH-06	サイドドア・ランプ安全守則	サイドドア・ランプ操作盤付近、サイドドア・ランプ付近及び車両甲板		
	LH-07	ビークルランプ開閉安全守則	ビークルランプ操作盤付近、ビークルランプ付近及び車両甲板		
	LH-08	L C A C管制室操作盤及びスターンゲート開閉安全守則	L C A C管制室操作盤付近、スターンゲート機側操作盤付近、及び第2甲板後部		
	LH-09	エレベーター（おおすみ型）安全守則	エレベーター操作盤付近		
	LH-10	スライディング・ドア開閉安全守則	スライディング・ドア操作盤付近		
	LH-11	ターンテーブル旋回安全守則	ターンテーブル操作盤付近		
	LH-12	ハンドラー安全守則	ハンドラー本体		
飛 行	LM-01 LM-03 LM-04 LM-05 LM-06 LM-07 LM-08 LM-09 LM-10 LM-11 LM-12 LM-13	LM-01	着艦拘束装置（R S D、R A S T M K-VI）安全守則	格納庫内及び発着艦管制室	輸送艦
		LM-03	格納庫安全守則	格納庫内	
		LM-04	格納庫シャッター・中柱レール安全守則	格納庫内	
		LM-05	格納庫中間支柱巻上機安全守則	格納庫内	
		LM-06	艦上給油作業安全守則	給油口付近	
		LM-07	空中給油安全守則	給油口付近	
		LM-08	航空動力室安全守則	航空動力室	
		LM-09	ターレット・ハンドライン安全守則	ターレット・ハンドライン付近	
		LM-10	航空機機力移送作業安全守則	格納庫内及び発着艦管制室	
		LM-11	航空機人力移送作業安全守則	格納庫内	
		LM-12	航空機用昇降機（ひゅうが型及びいずも型）安全守則	昇降機付近	
		LM-13	ヘリコプタけん引装置安全守則	ヘリコプタけん引装置	

船 体 の 部	飛	LM-14	けん引車安全守則	けん引車	
	行	LM-15	艦載救難作業車安全守則	艦載救難作業車	
		LM-16	格納庫防火シャッター安全守則	格納庫管制室、格納庫、航空整備庫	
		LM-18	航空機人力移送作業（ひゅうが型及びいずも型）安全守則	格納庫、飛行甲板	
		LM-19	航空機排油作業安全守則	第1、第2格納庫	
応 急		DC-01	ガソリン安全守則	ガソリン容器付近	炭酸ガス容器を除く。
		DC-02	固定式炭酸ガス消火器（50型）安全守則	管制場所	
		DC-03	炭酸ガス消火器（15型）安全守則	科員食堂、居住区及び炭酸ガス消火器（15型）装備個所付近	
		DC-04	可搬式消火ガソリンポンプ安全守則	可搬式消火ガソリンポンプ装備個所付近	
		DC-06	高圧ガス容器安全守則	高圧ガス容器装備個所付近	
		DC-07	タンク・空所内作業安全守則	タンク・空所入口（マンホール）付近	
		DC-09	酸素充てん口安全守則	酸素充てん口付近	
		DC-10	T A U及びT A S消火装置安全守則	T A U及びT A S消火装置付近	
		DC-11	ハロン消火装置安全守則	ハロン消火装置装備区画及び隣接区画	
		DC-12	ハロン消火装置（潜水艦）安全守則	各区画	
		DC-13	粉末消火器安全守則	科員食堂、居住区及び粉末消火器装備個所付近	
		DC-14	ハロン消火器安全守則	科員食堂、居住区及びハロン消火器装備個所付近	
		DC-15	空気充てん口安全守則	空気充てん口付近	
		DC-16	自給式呼吸器安全守則	科員食堂、居住区及び自給式呼吸器装備個所付近	
		DC-17	非常用呼吸器安全守則	科員食堂、居住区及び非常用呼吸器装備個所付近	
		DC-18	可搬式軽油燃焼消火ポンプ安全守則	可搬式軽油燃焼消火ポンプ装備個所付近	
		DC-19	粉末消火装置安全守則	粉末消火装置装備個所付近	
		DC-20	A F F Fステーション安全守則	A F F Fステーション付近	
		DC-21	火災警報装置（イオン式煙感知器）安全守則	艦橋及び応急指揮所	
		DC-22	空気呼吸器（レスクマスク）安全守則	空気呼吸器（レスクマスク）格納個所付近	
		DC-23	測深管安全守則	測深管付近	

船 体 の 部	応	DC-24	指向型放水銃装置安全守則	集中監視制御室、主管制御箱付近 及び指向型放水銃装置付近	
	急	DC-25	避難用呼吸器具安全守則	科員食堂、居住区及び避難用呼吸 器具装備個所付近	
		DC-26	自給式呼吸器（SCBA）用空気圧 縮機（移動式）安全守則	格納個所付近	
		DC-27	自給式呼吸器（SCBA）用空気圧 縮機安全守則	装備個所付近	
		DC-28	可搬式ディーゼル消火ポンプ安全守 則	装備個所付近	
		DC-29	遠隔閉鎖扉安全守則	装備個所付近	
		DC-30	自給式空気呼吸器（SCBA）安全 守則	自給式空気呼吸装置（SCBA） 装備個所及び所要の個所	
潜 水		RD-02	再圧タンク安全守則	再圧タンク装備区画及び可搬式再 圧タンク	
		RD-03	潜水管制盤安全守則	潜水管制盤付近	
		RD-04	高圧ガス取扱安全守則	高圧ガス容器装備個所付近	
		RD-05	ダイバークレーン安全守則	ダイバークレーン付近	
		RD-06	潜水安全守則	潜水器具格納個所等	
		RD-07	DSRV安全守則	DSRV艇内及びDSRV格納庫	潜水艦救難艦
		RD-08	深海潜水装置（DDS）ブロウユニ ット安全守則	深海潜水装置（DDS）付近	潜水艦救難艦
		RD-09	深海潜水装置（DDS）給水ユニッ ト安全守則	深海潜水装置（DDS）付近	潜水艦救難艦
		RD-10	深海潜水装置（DDS）機側制御盤 安全守則	深海潜水装置（DDS）付近	潜水艦救難艦
		RD-11	深海潜水装置（DDS）高圧ガスパ ネル安全守則	深海潜水装置（DDS）付近	潜水艦救難艦
		RD-12	深海潜水装置（DDS）酸素充気器 安全守則	深海潜水装置（DDS）付近	潜水艦救難艦
		RD-13	深海潜水装置（DDS）PTC潜水 安全守則	深海潜水装置（DDS）付近	潜水艦救難艦
		RD-14	深海潜水装置（DDS）温水供給装 置安全守則	深海潜水装置（DDS）付近	潜水艦救難艦
		RD-15	深海潜水装置（DDS）ガスパネル 安全守則	深海潜水装置（DDS）付近	潜水艦救難艦
		RD-16	深海潜水装置（DDS）アンビリカ ルウインチ安全守則	深海潜水装置（DDS）付近	潜水艦救難艦
		RD-17	深海潜水装置（DDS）DDC安全 守則	深海潜水装置（DDS）付近	潜水艦救難艦
		RD-18	深海潜水装置（DDS）PTC安全 守則	深海潜水装置（DDS）付近	潜水艦救難艦

船 体 の 部	潜	RD-19	深海潜水装置（DDS）各種圧縮機等安全守則	深海潜水装置（DDS）付近	潜水艦救難艦
	水	RD-20	深海潜水装置（DDS）He回収装置安全守則	深海潜水装置（DDS）付近	潜水艦救難艦
		RD-21	DSRV発着架台安全守則	DSRV発着架台付近	潜水艦救難艦
		RD-22	DSRV昇降台安全守則	DSRV昇降台付近	潜水艦救難艦
		RD-23	リファレンスポイント灯安全守則	発射管室及び機械室	潜水艦
		RD-24	泳者揚収装置安全守則	泳者揚収装置付近	
機 関 の 部	一	MM-01	機関室安全守則	機械室、ボイラ室、補機室、発電機室及び操縦室	
	般	MM-02	煙路室（消音器室）安全守則	煙路室（消音器室）入口付近	表題は銘板に記載しない。
	主 機	ME-03	ガスタービン主機安全守則	機械室及び操縦室	潜水艦を除く。
		ME-04	ディーゼル主機安全守則	機械室及び操縦室	
		ME-05	ディーゼル主機回転装置（直結式）安全守則	ディーゼル主機回転装置（直結式）付近	
		ME-06	ディーゼル主機回転装置（クラッチ式）安全守則	ディーゼル主機回転装置（クラッチ式）付近	
		ME-07	軸固定装置（ブレーキ型）安全守則	軸固定装置（ブレーキ型）付近	
		ME-08	軸固定装置（つめ型）安全守則	機械室又は軸室	
		ME-09	軸回転装置安全守則	軸回転装置付近	
		ME-10	潤滑油ポンプ安全守則	潤滑油ポンプ付近	
		ME-12	吸気デミスター安全守則	吸気デミスター付近	
		ME-13	軸回転装置安全守則	軸回転装置付近	
		ME-15	軸回転装置安全守則	軸回転装置付近	
	ME-16	補助推進器安全守則	艦橋及び機械室		
	ME-17	スターリング機関安全守則	AIP室	潜水艦	
	ME-18	液体酸素取扱安全守則	AIP室	潜水艦	
	ME-19	液体酸素搭載安全守則	AIP室	潜水艦	
	ボ イ ラ	MB-01	ボイラ安全守則	ボイラケーシング	
		MB-02	遠隔水面計安全守則	ボイラ操縦室又は操縦室	
MB-03		自動制御装置安全守則	ボイラ操縦室又は操縦室		
MB-04		主給水ポンプ安全守則	主給水ポンプ付近		
MB-05		主送風機安全守則	主送風機付近		
MB-06		主燃料噴射ポンプ安全守則	主燃料噴射ポンプ付近		
MB-07		ボイラ保護装置安全守則	操縦室又は運転指揮所		
MB-08		ボイラ操縦盤安全守則	操縦室又は運転指揮所		
補 機	MA-02	ディーゼル発電機安全守則	ディーゼル発電機装備区画	潜水艦を除く。	
	MA-03	ガスタービン発電機安全守則	ガスタービン発電機装備区画		
	MA-04	舵取機安全守則	舵機室		
	MA-05	揚錨機安全守則	揚錨機室		
	MA-06	内火艇機関安全守則	内火艇内機側		

機 関 の 部	補	MA-07	補助ボイラ安全守則	補助ボイラ付近	
	機	MA-08	65式空気圧縮機安全守則	65式空気圧縮機付近	
		MA-09	高圧空気圧縮機（高圧空気製造装置）安全守則	高圧空気圧縮機（高圧空気製造装置）付近	潜水艦
		MA-10	無給油式高圧空気圧縮機安全守則	無給油式高圧空気圧縮機付近	
		MA-11	冷凍・冷房機安全守則	冷凍・冷房機付近	潜水艦
		MA-13	油圧装置安全守則	油圧装置付近	潜水艦
		MA-14	油圧ポンプ機側操作スイッチ安全守則	油圧ポンプ機側操作スイッチ付近	
		MA-15	無給油式高圧ガス圧縮機安全守則	無給油式高圧ガス圧縮機付近	
		MA-16	マスキング装置（電動式及び蒸気駆動式）安全守則	マスキング装置（電動式及び蒸気駆動式）付近	
		MA-17	マスキング装置、プレリー装置（ガスタービン抽気式）安全守則	マスキング装置、プレリー装置（ガスタービン抽気式）付近	
		MA-19	SSSクラッチロックアウト要具（あさぎり型）安全守則	SSSクラッチ付近	
		MA-20	減速装置安全守則	減速装置	
		MA-21	軸ブレーキ装置安全守則（CODOG）	艦橋、操縦室及び機械室	
		MA-22	CPP装置（かもめプロペラCPP-45型）取扱安全守則	艦橋及び機械室	
		MA-23	スラスタ（可変ピッチプロペラ式）安全守則	艦橋及びスラスタ室	
		MA-24	逆浸透式造水装置安全守則	逆浸透式造水装置付近	
		MA-25	温水ボイラ安全守則	温水ボイラ付近	
		MA-26	油水分離器安全守則	油水分離器付近	
		MA-27	空気圧縮機安全守則	空気圧縮機付近	
		MA-28	ミネラル注入装置安全守則	ミネラル注入装置付近	
	MA-29	アミン式炭酸ガス吸収装置安全守則	アミン式炭酸ガス吸収装置付近	潜水艦	
	MA-30	ウォータージェットポンプ安全守則	ウォータージェットポンプ装備区画及び監視区画	ミサイル艇	
	MA-33	揚 ^{びょう} 錨機安全守則	揚 ^{びょう} 錨機管制盤付近	潜水艦	
	MA-35	バウスラスタ（水噴射式）安全守則	艦橋及びバウスラスタ室		
	MA-36	造水装置（横型真空一段（二段）蒸発式）運転安全守則	造水装置（横型真空一段（二段）蒸発式）付近		
	MA-37	吸気デミスター氷結防止装置安全守則	機械室		
	MA-38	気蓄器安全守則	気蓄器付近		
	MA-39	スタビライザー安全守則	艦橋及び操縦室		
工 作		MT-01	工作機械（グラインダーを除く。）作業安全守則	工作機械（グラインダーを除く。）付近	

武器 の 部	砲 銃 の 武 器	0G-03	速射砲安全守則	砲 台	76ミリ、127ミリ 5インチ砲
		0G-05	76mm速射砲用高速揚弾薬装置安全守則	高速揚弾薬装置付近	76ミリ砲
		0G-06	機関砲安全守則	機関砲付近	20ミリ機関砲
		0G-07	小火器（信号拳銃）安全守則	格納所扉	
		0G-08	射撃指揮装置FCS-2型（CIC室、射撃管制室）安全守則	CIC室及び射撃管制室	
		0G-09	射撃指揮装置FCS-2型（方位盤）安全守則	方位盤付近	
		0G-10	射撃指揮装置FCS-2型（射撃レーダー機器室）安全守則	射撃レーダー機器室	
		0G-11	62口径76mm速射砲（砲側）安全守則	速射砲付近	
		0G-12	62口径76mm速射砲（給弾室）安全守則	速射砲給弾室	
		0G-13	54口径5インチ単装速射砲（揚弾機）安全守則	弾庫内	
		0G-14	高性能20mm機関砲（砲側）安全守則	機関砲付近	
		0G-15	高性能20mm機関砲（管制室、CIC室）安全守則	C I W S管制室及びC I C室	
		0G-16	チャフロケットシステム（ランチャー）安全守則	ランチャー付近	
		0G-17	チャフロケットシステム（艦橋、CIC室）安全守則	艦橋及びC I C室	
		0G-18	チャフロケットシステム（チャフ機器室）安全守則	チャフ機器室	
		0G-19	チャフ（デコイ）弾安全守則	ランチャー付近、揚弾装置付近、チャフ（デコイ）弾格納所及び弾庫	チャフロケット弾、I Rデコイ弾、電波妨害弾、F A J及びMOD
		0G-20	揚弾装置（チャフ（デコイ）弾、20mm弾薬包、F A J）安全守則	揚弾装置付近	
		0G-23	54口径127mm速射砲（砲側）安全守則	速射砲付近	
		0G-24	54口径127mm速射砲（給弾室）安全守則	速射砲給弾室	
		0G-25	射撃指揮装置（アンテナ室）安全守則	アンテナ室	試験艦
		0G-26	射撃指揮装置（アンテナ機器室）安全守則	アンテナ機器室	試験艦
		0G-27	射撃指揮装置（熱交換器室）安全守則	熱交換器室	試験艦

武器 の 部 器	砲	0G-28	射撃指揮装置（C I C室）安全守則	C I C室	試験艦 試験艦
	銃	0G-29	射撃指揮装置（E/O支筒部）安全守則	E/O支筒付近	
	砲	0G-30	砲弾薬積込装置安全守則	砲弾薬積込装置付近	
		0G-32	62口径5インチ砲（揚弾機）安全守則	給弾室及び弾庫	
		0G-33	62口径5インチ砲（砲側）安全守則	砲付近	
		0G-34	62口径5インチ砲（給弾室）安全守則	給弾室	
		0G-35	射撃指揮装置G C S（C I C室）安全守則	C I C室	
		0G-36	光学照準装置O S S（C I C室）安全守則	C I C室	
		0G-37	光学照準装置O S S（光学照準装置機器室）安全守則	光学照準装置機器室	
		0G-38	光学照準装置O S S（機側）安全守則	光学照準装置機側	
		0G-39	機関銃安全守則	機関銃架付近	
		0G-40	短SAMシステム3型（熱交換器室）安全守則	装備個所付近	
		0G-41	短SAMシステム3型（C I C）安全守則	装備個所付近	
		0G-42	短SAMシステム3型（アンテナアレイ室）安全守則	装備個所付近	
		0G-43	短SAMシステム3型（射撃レーダー機器室）安全守則	装備個所付近	
		0G-44	短SAMシステム3型（E/O照準器）安全守則	装備個所付近	
誘 導 武 器	WT-01	ミサイル射撃指揮装置MK74（方位盤）安全守則	方位盤付近		
	WT-02	ミサイル射撃指揮装置MK74（レーダー室）安全守則	レーダー室		
	WT-03	ミサイル射撃指揮装置MK74（方位盤管制室）安全守則	方位盤管制室		
	WT-04	ミサイル射撃指揮装置MK74（計算機室）安全守則	計算機室		
	WT-05	テレメータ装置（ミサイル評価装置）安全守則	テレメータ室（ミサイル評価室）		
	WT-06	ターターランチャーMK13（管制室）安全守則	管制室		
	WT-07	ターターランチャーMK13（マガジン内筒）安全守則	マガジン内筒		

武器 の 部 器	誘導	WT-08	ターターランチャーMK13（マガジン外筒）安全守則	マガジン外筒
	武器	WT-10	ターターランチャーMK13（機側）安全守則	ランチャー付近
		WT-17	ミサイル揚弾装置安全守則	ミサイル揚弾装置付近
		WT-18	ミサイル射撃指揮装置FCS-2型（射撃管制室）安全守則	射撃管制室
		WT-19	ミサイル射撃指揮装置FCS-2型（方位盤）安全守則	方位盤付近
		WT-20	ミサイル射撃指揮装置FCS-2型（射撃レーダー機器室）安全守則	射撃レーダー機器室
		WT-21	光学照準機OPT-2-12（機側）安全守則	光学照準機OPT-2-12付近
		WT-22	光学照準機OPT-2-12（艦橋）安全守則	艦 橋
		WT-24	艦対艦ミサイル装置（機側）安全守則	ランチャー付近
		WT-25	艦対艦ミサイル装置（SSM機器室、CIC室）安全守則	SSM機器室及びCIC室
		WT-26	艦対艦ミサイル安全守則	ランチャー付近及びSSM機器室
		WT-27	目標指示装置（DAC/WAC、WCP）安全守則	目標指示装置（DAC/WAC、WCP）付近
		WT-28	ミサイル発射装置3型安全守則	ミサイル発射装置3型付近
		WT-29	SSM簡易式洋上給弾装置安全守則	SSM簡易式洋上給弾装置付近
		WT-30	短SAM誘導弾自動装てん装置（ホイスト）安全守則	ホイスト付近
		WT-31	短SAM誘導弾自動装てん装置（弾庫ドア）安全守則	弾庫ドア
		WT-32	短SAM誘導弾自動装てん装置安全守則	ランチャー付近及び管制室
		WT-33	垂直発射装置MK48（区画）安全守則	垂直発射装置MK48装備区画
		WT-34	垂直発射装置MK48（機側）安全守則	垂直発射装置MK48付近
		WT-36	垂直発射装置MK41（弾庫）安全守則	弾 庫
	WT-37	垂直発射装置MK41（機側）安全守則	垂直発射装置MK41付近	
	WT-38	ミサイル射撃指揮装置MK99（方位盤）安全守則	方位盤付近	
	WT-39	ミサイル射撃指揮装置MK99安全守則	レーダー室及びレーダー機器室	

武器 の 部	誘 導 武 器	WT-40	ミサイル射撃指揮装置MK99（C I C室）安全守則	C I C室 V L Sストライクダウンクレーン	
		WT-41	V L Sストライクダウンクレーン安全守則	付近 追尾アンテナ付近	
		WT-42	ミサイル評価装置（追尾アンテナ）安全守則		
水 雷 武 器		OT-02	水中発射管安全守則	発射管室	潜水艦
		OT-05	水上発射管安全守則	砲台付近	
		OT-06	長魚雷（89式、89式（B））安全守則	発射管室	潜水艦
		OT-07	魚雷昇降装てん横移動装置安全守則	発射管室	潜水艦
		OT-08	魚雷搭載安全守則	発射管室	潜水艦
		OT-09	機雷敷設装置安全守則	機雷敷設装置付近	掃海母艦
		OT-10	短魚雷（MK46）安全守則	砲台付近及び魚雷庫	
		OT-11	S P A T安全守則	S P A T投入揚収現場付近等	
		OT-12	機雷庫扉（機雷投下扉）安全守則	機雷庫扉（機雷投下扉）付近及び投下管制室	掃海母艦
		OT-13	A T P（エアータービンポンプ）発射時安全守則	発射管室下部区画入口付近	潜水艦
		OT-14	潜水艦用魚雷搭載装置（おやしお型、そうりゅう型）安全守則	発射管室	潜水艦
		OL-02	アスロックランチャー安全守則	ランチャー付近及びアスロック管制室	
		OL-03	アスロックミサイル直接装てん装置安全守則	アスロックミサイル直接装てん装置付近	
		OB-01	B T巻揚機安全守則	B T巻揚機付近	
	OB-02	えい航具巻揚機安全守則	えい航具巻揚機付近		
	OB-03	B T巻揚機（むらさめ型）（T A S S巻揚機室）安全守則	T A S S巻揚機室		
誘 導 機		OD-01	航空標的機安全守則	ハンガー及びランチャー	訓練支援艦
掃 海 武 器		OM-01	掃海作業安全守則	後部甲板	
		OM-05	掃海電線接続箱安全守則	掃海電線接続箱付近	
		OM-13	V O S巻揚機安全守則	V O S巻揚機付近	
		OM-14	機雷探知機（T Y P E - 2093）巻揚機安全守則	機雷探知機（T Y P E - 2093）巻揚機付近	
		OM-15	T B L昇降安全守則	T B L付近	
		OM-16	モニター送受波器安全守則	モニター送受波器付近	
		OM-17	ガイドレール取扱安全守則	ガイドレール付近	
		OM-18	音響コマンド送受波器安全守則	音響コマンド送受波器付近	

武器 の 部	掃 海 の 武 器	0M-19	機雷処分具（P A P 104 MARK 5）航走体安全守則	機雷処分具格納庫	
		0M-20	機雷処分具（P A P 104 MARK 5）航走体蓄電池安全守則	機雷処分具格納庫	
		0M-21	機雷処分具（P A P 104 MARK 5）巻揚機安全守則	機雷処分具巻揚機付近	
		0M-22	処分具係維索切断器 3 型安全守則	機雷処分具格納庫	
		0M-23	S A M安全守則	艦橋及びS A M	掃海管制艇
		0M-24	S A M運航安全守則	艦橋及びS A M	掃海管制艇
		0M-25	S A M R C U安全守則	艦橋及びN A Vプロッター付近	掃海管制艇
		0M-26	S A M発音体投入、揚収安全守則	S A M	掃海管制艇
		0M-27	機雷掃討具航走体安全守則	航走体架台付近	掃海艇
		0M-28	水中無人機安全守則	格納庫	掃海艦
		0M-29	自走式機雷処分用弾薬（訓練型）充電装置安全守則	格納庫	掃海艦
		0M-30	自走式機雷処分用弾薬ケーブルウインチ安全守則	自走式機雷処分用弾薬ケーブルウインチ付近	掃海艦
		0M-31	水中位置監視装置（G A P S）昇降装置安全守則	C I C	掃海艦
		弾 火 薬 類		0A-01	火薬庫安全守則
0A-02	火薬類砲側格納所安全守則			チャフ弾庫及び各格納所	
0A-03	火薬類格納所（箱）安全守則			各格納所（箱）	
0A-06	料薬火工品格納所（箱）安全守則			料薬火工品格納所（箱）	
0A-07	火工品（伝爆薬筒）格納所安全守則			火工品（伝爆薬筒）格納所	
0A-08	アスロックミサイル安全守則			ランチャー付近及びアスロック弾庫入口付近	
0A-11	火薬類格納所安全守則			火薬類格納所	
0A-12	コンテナ類安全守則			魚雷庫等コンテナ格納個所	
0A-13	パレット類安全守則			弾庫等パレット格納個所	
0A-14	スタンダードミサイル安全守則			弾庫、マガジン等	
0A-16	係維機雷安全守則			係維機雷搭載口付近	
0A-17	シースパローミサイル安全守則			ランチャー付近、ミサイル揚弾装置付近、ミサイル弾庫及びミサイル管制室	
0A-20	爆破型切断器安全守則			爆破型切断器格納個所	
0A-21	V L S 弾庫安全守則			V L S 弾庫	
0A-22	処分用爆雷（5 型）安全守則	機雷処分具格納庫			
0A-23	処分用爆雷（6 型、7 型）、係維索切断器安全守則	爆雷庫、航走体架台付近	掃海艇		
0A-24	自走式機雷処分用弾薬安全守則	格納庫	掃海艦		

その他の部	0S-02	潜望鏡安全守則	発令所	潜水艦
	0S-11	えい航式パッシブソナー機械装置安全守則	えい航式パッシブソナー機械装置付近	
	0S-12	えい航式パッシブソナーえい航受波部安全守則	えい航式パッシブソナー機械装置付近	
	0S-13	サータス揚収装置安全守則	サータス揚収装置付近	
	0S-14	バックデッキ作業安全守則	後部甲板	
	0S-15	サータスアレイ取扱安全守則	サータス揚収装置付近	
	0S-16	測深儀機器室作業安全守則	測深儀機器室	
	0S-17	船外機取扱安全守則	船外機又は船外機格納個所	
	0S-18	航海情報処理装置安全守則	航海情報処理装置付近	試験艦
	0S-19	慣性装置安全守則	慣性装置付近	試験艦
	0S-20	ソナードーム加圧装置安全守則	ソナードーム加圧装置付近	試験艦
	0S-21	加圧状態のソナードーム内作業安全守則	ソナードーム入口付近	試験艦
	0S-23	潜水艦欺まん体（NAE）安全守則	信号弾格納所（箱）	潜水艦
	0S-25	えい航式ソナーえい航中の安全守則	発令所	潜水艦
	0S-28	艦外排出筒安全守則	艦外排出筒付近	潜水艦
	0S-30	医薬品保冷保存庫安全守則	医薬品保冷保存庫付近	
	0S-31	ROV安全守則	ウインチ操作盤付近	海洋観測艦
	0S-33	冷房装置 2 次冷水安全守則	機械室	潜水艦
	0S-34	水冷電子機器安全守則	発令所及び第 1 電子機器室	潜水艦
	0S-35	浮遊空中線自動巻出巻取装置安全守則	浮遊空中線自動巻出巻取装置付近	潜水艦
	0S-36	ラバーウィンドウ加圧装置安全守則	ラバーウィンドウ加圧装置付近	潜水艦
0S-37	えい航型アレイ揚収装置安全守則	えい航型アレイ揚収装置付近	潜水艦	
0S-38	信号発射筒 7 型改 2 安全守則	信号発射筒 7 型改 2 付近	潜水艦	
0S-39	信号発射筒 8 型改 2 安全守則	信号発射筒 8 型改 2 付近	潜水艦	
0S-40	レーザー安全守則	レーザー使用装置付近		
0S-41	光学式監視装置（レーザーレーダー）安全守則	艦 橋	掃海艦	
補給	GE-01	冷蔵庫安全守則	冷蔵庫入口付近	
	GE-02	調理がま（蒸気）安全守則	調理がま（蒸気）付近	
	GE-03	調理がま（電気）安全守則	調理がま（電気）付近	
	GE-04	オーブン（電気）安全守則	オーブン（電気）付近	
	GE-06	食器消毒器（蒸気）安全守則	食器消毒器（蒸気）付近	
	GE-07	湯沸器安全守則	湯沸器付近	
	GE-08	万能調理機安全守則	万能調理機付近	
	GE-09	糧食昇降装置安全守則	糧食昇降装置付近	

その他の部	補	GE-10	ディスポージャー安全守則	ディスポージャー付近	
		GE-11	急速調理機安全守則	急速調理機付近	
	給	GE-12	オイルフライヤー安全守則	オイルフライヤー付近	
		GE-13	ダムウエーター操作盤安全守則	ダムウエーター操作盤付近	
		GE-14	洗米機（電動）安全守則	洗米機（電動）付近	
		GE-15	自動食器洗浄機安全守則	自動食器洗浄機付近	
		GE-16	フードスライサ安全守則	フードスライサ付近	
		GE-17	コンベクションオープン安全守則	コンベクションオープン付近	
		GE-18	電気料理器・フライヤー安全守則	電気料理器・フライヤー付近	
		GE-19	食器消毒器（電気）安全守則	食器消毒器（電気）付近	
		GE-20	食器保温器安全守則	食器保温器付近	
		GE-21	肉ひき機安全守則	肉ひき機付近	
		GE-22	球根皮むき機安全守則	球根皮むき機付近	
		GE-23	ティルティングパン安全守則	ティルティングパン付近	
	GE-24	保鮮装置安全守則	保冷库入口	潜水艦	

安全守則の表題別掲示内容の基準

1 船体の部

番号	表題	掲示内容
HS-01	短艇運航安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 定員厳守 2 禁煙 3 艇長の指示に従え。 4 見張りを十分に行え。 5 通信連絡手段を確保せよ。
HS-02	短艇揚げ降ろし安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 救命胴衣及び安全帽を装着し、1人1本の命綱につかまれ。 2 ストッパーの操作は、確実に行え。 3 底栓を確かめよ。 4 規約信号は、明確に行え。 5 ワイヤーに巻乱れが生じていないことを確かめよ。 6 クレードルの各停止位置又はストッパーのピンの脱着を確かめよ。 7 艦の動揺に備えよ。 8 揚収及び降下は、重量制限内で行え。
HS-03	ダビット・デリック安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 重量物の下に入るな。 2 重量物の揚げ降ろしは、静かに行え。 3 ガイの緊張固定を忘れるな。 4 滑車のツーブロックに注意せよ。 5 重量物には、控索を取れ。 6 安全使用荷重を超えるな。 7 艦の動揺に備えよ。 8 安全帽を装着せよ。
HS-04	油脂・塗具庫安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 油布は、庫内に置くな。 3 庫内は、常に換気せよ。
HS-05	高所作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 当直士官の許可を受けよ。 2 作業前にCIC室、射撃管制室、電信室及び運転指揮所に作業の能否を確かめ、作業中は、「高所作業中」の標識札を掲示せよ。 3 警戒員を配置せよ。 4 墜落制止用器具及び安全帽を装着せよ。 5 使用工具等は、袋に入れるなどの落下防止策を講じよ。 6 不要な物は、携帯するな。 7 手に物を持って昇降するな。
HS-06	ハイライン安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急離脱に備えよ。 2 救命胴衣及び安全帽を装着せよ。 3 属具の取付け、索の結び等を再度確かめよ。
HS-07	洋上給油安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 救命胴衣及び安全帽を装着せよ。

		<ul style="list-style-type: none"> 3 足のスリップに注意せよ。 4 燃料タンクの液面に注意せよ（給油中連続計測）。 5 関係諸弁は、確実に開閉せよ。 6 無用の者は、搭載口に近寄るな。 7 緊急離脱に備えよ。 8 通信連絡は、確実に行え。 9 艦の動揺及び波の打込みに備えよ。
HS-08	総員離艦安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 あわてるな。 2 衣服を着用せよ。 3 救命胴衣を装着せよ。 4 早く艦から遠ざかれ。 5 集団を作れ。 6 無理な泳ぎはするな。 7 水中爆発及びサメに注意せよ。
HS-09	セール内外作業安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 当直士官の許可を受けよ。 2 作業前に発令所及び電信室に作業の能否を確かめ、作業中は、「セール作業中」の標識札を掲示せよ。 3 警戒員を配置せよ。 4 墜落制止用器具を装着せよ。
HS-10	マスト昇降安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 当直士官の許可を受けよ。 2 艦橋セール内外に障害物が無いことを確かめよ。 3 艦橋又は艦橋中段に警戒員を配置せよ。 4 発令所及び電信室に「マスト作業中」の標識札を掲示せよ。
HS-11	索具取扱安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 索は、安全使用力の範囲内で使え。 2 わがねた索の内側に入るな。 3 索をけったり、踏んだりするな。 4 張力の掛かった索の屈曲部及び延長線上に近づくな。 5 機力で索を巻くときは、巻回数を厳守し、張力に逆らうな。 6 索を結ぶと破断力が減少することに注意せよ。 7 索の繰り出し及び巻込み作業は、ドラム及び索道等から1 m以上離れたところを保持して行え。（特に軽量化係留索は、すべりを考慮せよ。） 8 索の特性を考慮して使え。 9 ストッパーは、正しく掛けよ。
HS-12	索発射機安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 装気は、使用直前に行え。 3 規定の圧力で行え。 4 射線に注意せよ。
HS-13	もやい索投射機安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 装てん後は、投射機の前に出るな。 2 投射機は、しっかり固定して発射せよ。 3 不発の場合は、安全環を装着し、安全を確認して処置を行え（2型改1を除く。）。
HS-14	水上標的えい航	<ul style="list-style-type: none"> 1 電動機の電源は、操作箱の停止位置を確かめた上、投入せよ。

	装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 2 運転中は、ドラムやカップリングに手を触れるな。 3 索の巻き込み及び繰り出しの切替え操作は、機械が停止したことを確認した上、行え。 4 作動中は、ロープシフター及び首振りガイドシーブの動きを常に注意せよ。
HS-15	燃料搭載安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 当直士官の許可を受けよ。 2 火気厳禁 3 保安員（警戒員）を配置せよ。 4 消火器を準備せよ。 5 関係諸弁の開閉は、確実に行え。 6 燃料タンクの液面（及び圧力）に注意せよ（給油中連続計測）。 7 燃料搭載圧力及び受給タンク圧力に注意せよ。 8 通信連絡は、確実に行え。 9 油流出防止措置を執れ。
HS-16	タンククリーニング安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 換気を十分に実施し、有毒性ガス及び酸素の状況を確認した後、作業せよ。 3 艦内にガスが入らないように、ドア、ハッチ及び通風諸弁を閉鎖せよ。 4 隣接区画の甲板及び隔壁の温度上昇に注意せよ。
HS-17	ガスフリー作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 艦内にガスが入らないように、ドア、ハッチ及び通風諸弁は、閉鎖せよ。 3 ガスフリーを行うタンク以外のマンホール、ベント管及びブリーザー弁は、閉鎖せよ。 4 ガスフリーを行うタンクのベント管及びブリーザー弁は、開放せよ。 5 ガス濃度が安全（0.05%）になるまで行え。 6 雷を伴う天候の場合は、作業を中止せよ。
HS-19	バラストタンク（トリムタンク、補助タンク、ネガチブタンク）注排水作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 注排水作業を行うときは、艦長（当直士官）の許可を受けよ。 2 指定された者のほかは、取り扱ふな。 3 関係諸弁の開閉は、確実に行え。 4 タンクの液面に注意せよ（注排水中連続計測）。 5 通信連絡は、確実に行え。
HS-20	救命索投射機3型安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全帽及び安全めがねを装着せよ。 2 銃口は、人に向けるな。 3 救命索は、射手の前方に置け。 4 射線に注意せよ。 5 不発の場合は、投射機のハンドルを「安全（S）」の位置とした後、処置を行え。
HS-21	燃料移動安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 当直士官の許可を受けよ。 2 火気厳禁 3 保安員（警戒員）を配置せよ。 4 関係諸弁の開閉は、確実に行え。

		<ul style="list-style-type: none"> 5 燃料タンクの液面に注意せよ。 6 通信連絡は、確実に行え。
HS-22	ケーブル敷設、揚収作業安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 敷設中のケーブルをまたぐな。 2 ケーブルに、規定以上の張力を加えるな。 3 ストッパー等の取付けは、指揮官の指示で行え。 4 巻揚機の使用区分及び速度の指示は、明確に行え。 5 運転モードの切替え操作は、巻揚機が、確実に停止してから行え。 6 ケーブルの切断作業は、電源の断を確認の上、指揮官の指示により行え。
HS-23	ブイ敷設、揚収作業安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 ブイの揚げ降ろしは、静かに行え。 2 ブイ索の内側に入るな。 3 投入前に、各接続部等の異常の無いことを再度確かめよ。 4 ブイ上の作業は、墜落制止用器具を装着せよ。 5 ブイ上で使用する工具は、控索を取れ。 6 艦の動揺に備えよ。
HS-24	ケーブルタンク作業安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 ケーブルの取扱いは、やむを得ない場合のほか、ケーブルの外側で行え。 3 キンクしたケーブルの内側に入るな。 4 ケーブルの不意の繰り出しに備えよ。 5 足場は、常に最良の状態に保て。 6 緊急停止に備えよ。
HS-25	ホーリングマシン作業安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 圧着・開放は、指揮官の指示により行え。 2 接続金物は、開放して通せ。 3 キャタピラー（タイヤ）から、索具が外れないよう注意せよ。 4 電源プラグの着脱は、電源を断として行え。
HS-26	ブイスキット（ブイダビット）安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 起動時には、操作ハンドルが停止の位置にあることを確かめよ。 2 規約信号は、明確に行え。 3 クラッチ及びブレーキの操作は、指揮官の指示により行え。
HS-27	ブイリカバリーシーブ安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 起動時には、操作ハンドルが停止の位置にあることを確かめよ。 2 油量を確かめよ。 3 油圧ホースの接続を確実に行え。
HS-28	油圧ハッチ、ドア安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 起動時には、操作ハンドルが停止の位置にあることを確かめよ。 2 作動時には、警報ベルを鳴らせ。 3 開閉ストッパーの「嵌」「脱」を確かめよ。
HS-29	観測用巻揚機安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 規約信号は、明確に行え。 2 無負荷で各部の作動試験を行い、異常の無いことを確かめよ。 3 観測器材には、控索を取れ。 4 緊急停止に備えよ。 5 艦の動揺に備えよ。
HS-30	ケーブル巻揚機安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 操作は、指揮官の指示により行え。 2 無負荷で各部の作動試験を行い、異常の無いことを確かめよ。

		<ul style="list-style-type: none"> 3 各部との連携を密にして、操作を行え。 4 過張力警報が作動したら、速度を下げよ。 5 油圧及び空気圧は、規定範囲内に保て。 6 張力が掛かったケーブル等には、近づくな。
HS-31	複合型作業艇揚げ降ろし用デッキクレーン(中折式)安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 規約信号は、明確に行え。 2 複合型作業艇の下に入るな。 3 複合型作業艇には、控索を取れ。 4 安全使用荷重を超えるな。 5 ワイヤーに、巻乱れが生じていないことを確かめよ。 6 艦の動揺に備えよ。
HS-32	導索回収装置安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 索の巻込作業は、ドラムから1 m以上離れたところを保持して行え。 3 巻込中は、張力の掛かった側に入るな。
HS-33	^{げんてい} 舷梯揚降安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 ワイヤーロープ及び取付部を確かめよ。 2 ストッパーの操作は、確実に行え。 3 ^{げんてい}舷梯固定ピンの着脱を確かめよ。 4 障害物の無いことを確かめよ。 5 安全帽を装着せよ。 6 救命胴衣を着用せよ。
HS-34	重量物取扱安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 作業指揮は、明確に行え。 2 控索を取れ。 3 重量物の下に入るな。 4 必要以上に高く上げるな。 5 揚げ降ろしは、静かに行え。 6 障害物が無いことを確認せよ。 7 固定及び格納には、十分な処置を講ぜよ。 8 安全帽を装着せよ。
HS-35	ストッパー安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 十分な強度のストッパーを使用せよ。 2 ストッパーは、正しく掛けよ。 3 ストッパーに張力を掛ける際は、ストッパー員及び周囲の作業員が了解したことを確認せよ。 4 ストッパー員は、屈曲部の内側に入るな。
HS-36	エアホイスト(担架つり上げ用)安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 作業指揮は、明確に行え。 2 使用前の注意 <ul style="list-style-type: none"> (1) 索周辺に、人がいないことを確かめよ。 (2) 作動試験を行い、異常の無いことを確かめよ。 3 作動前は、操作弁ハンドルが「中立」の位置にあることを確かめた上、ストップバルブ弁を開け。 4 作動後は、操作弁ハンドルを「中立」の位置とし、確実にストップバルブ弁を「全閉」とせよ。 5 艦の動揺に備えよ。
HS-37	係船機(電動油圧)	<ul style="list-style-type: none"> 1 回転中のドラムと索との間に手を入れるな。

	式) 安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 2 コントローラーのスイッチ操作は、緩やかに行え。 3 停止時は、手動ブレーキを掛けた後、クラッチを「脱」とせよ。 4 非常停止時には、速やかに手動ブレーキを掛けよ。 5 異常音が発生した場合、速やかに停止せよ。 6 揚錨^{ひょう}中は、使用するな。(ひゅうが型を除く。)
HS-38	係船機(電動式) 安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 回転中のドラムと索との間に手を入れるな。 2 コントローラーのスイッチ操作は、緩やかに行え。 3 回転方向を、正転又は逆転に切り替える場合、「停止」位置とせよ。 4 停止時は、手動ブレーキを掛けた後、クラッチを「脱」とせよ。 5 非常停止時には、速やかに手動ブレーキを掛けよ。
HS-39	油圧起倒式安全 網装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 揚艇機と同時に使用するな。 2 作動させる場合、安全網付近に人がいないことを確かめよ。 3 バブルスタンドのストップ弁は、作動前に「全開」、作動後に「全閉」とせよ。 4 固定用トグルピンは、作動前に「脱」、作動後に「着」とせよ。
HS-40	L C A C乗艇安 全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 クラフトマスターの指示に従え。 2 火気厳禁 3 エンジン起動時、外に出るな。 4 耳栓を着用せよ。 5 オンクッション時、シートベルトを締めよ。
HS-41	L C A C燃料搭 載(移載)安全守 則	<ol style="list-style-type: none"> 1 当直士官の許可を受けよ。 2 火気厳禁 3 消火器を準備せよ。 4 関係諸弁の開閉は、確実に行え。 5 燃料タンクの液面及び圧力に注意せよ。(給油中連続計測) 6 L C A C甲板の換気を行え。 7 L C A Cのメインエンジン及び給油舷のA P Uを停止せよ。 8 L C A Cのレーダー及びH F無線機の電源を「断」とせよ。 9 L C A Cの艇体及び給油アダプターの接地を確かめよ。 10 蛇管に控索を取れ。 11 通信連絡は、確実に行え。
HS-42	R C S(蓋、スク リーン)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全帽、墜落制止用器具を装着せよ。 2 作動範囲に障害物が無いことを確認せよ。 3 作動時は可動部付近に近寄るな。 4 作動中はみだりに覗き込むな。
HS-43	スライディング パッドアイ起倒 作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 転倒側に入るな。 2 ステアウインチワイヤーに十分たるみを作れ。 3 ストッパーレバー操作は指揮官の指示で行え。
HS-44	舷側歩板安全守 則	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害物が無いことを確かめよ。 2 開閉中、許可なく歩板に乗るな。 3 非常時は、直ちに停止せよ。
HS-45	焼却炉安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 起動する前には、廃棄物処理室の吸気ファンのスイッチ位置「自動」

		<p>を確認せよ。</p> <p>2 点火時、炉内が換気されていることを確認せよ。</p> <p>3 自動運転中、燃焼が停止している場合は、炉内及び排ガス温度を確認せよ。</p> <p>4 可燃物投入時は、炉内温度に注意し、「投入可能」ランプが点灯していることを確認し投入せよ。</p> <p>5 停止後、炉内冷却等不十分で、可燃物がくすぶっている場合は、間をおかず排気ファンを運転せよ。</p> <p>6 炉内清掃及び整備時には電源「断」を確認せよ。</p>
HS-46	便所及び洗面所 ・浴室・食器洗浄 器室等(生活水使用 区画)使用安全 守則	<p>1 異臭を感じた又は硫化水素警報が作動したならば、速やかに室外に退避せよ。</p> <p>2 封水を切らすな。</p> <p>3 指定外の洗剤を使用するな。</p> <p>4 洗浄水(生活水)を流し放しにするな。</p>
HS-47	汚物(生活排水) 処理装置取扱安 全守則	<p>1 汚物処理装置に関する教育を受けていない者は、当該装置を取り扱うな。</p> <p>2 作業は、当直士官の許可を得て指定された者2名以上で行え。</p> <p>3 作業開始前に区画内のガス検知を行い、安全を確認せよ。</p> <p>4 臭気抜き通風機及びブロワは停止するな。</p> <p>5 ポンプの発停、弁及びバルブの操作等は、手順どおりに行え。</p> <p>6 異臭を感じた又は硫化水素警報が作動したならば、速やかに区画外に退避せよ。</p>
RH-03	クレーン安全守 則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 規約信号は、明確に行え。</p> <p>3 無負荷で各部の作動試験を行い、異常の無いことを確かめよ。</p> <p>4 重量物には、控索を取れ。</p> <p>5 重量物の下に入るな。</p> <p>6 重量物の揚げ降ろしは、静かに行え。</p> <p>7 重量物のつり下げ中の旋回は、静かに行え。</p> <p>8 つり上げつり下ろし及び走行旋回作業を同時に行うな(天井走行用)。</p> <p>9 安全使用荷重を超えるな。</p> <p>10 艦の動揺に備えよ。</p> <p>11 安全帽を装着せよ。</p>
RH-04	自走台車安全守 則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 安全使用荷重を超えるな。</p> <p>3 使用前の注意</p> <p>(1) 電源回路の通電を確認し、制御スイッチが正常に作動することを確かめよ。</p> <p>(2) 無負荷で各部の作動試験を行い、異常の無いことを確かめよ。</p> <p>4 走行は、障害物の無いことを確かめてから行え。</p> <p>5 運転中、電源及び電らんを踏むな。</p>
RH-05	物資移送装置安	<p>1 緊急離脱に備えよ。</p>

	全守則	<ol style="list-style-type: none"> 2 救命胴衣及び安全帽を装着せよ。 3 重量物の下に入るな。 4 重量物の揚げ降ろしは、静かに行え。 5 重量物には、控索を取れ。 6 安全使用荷重を超えるな。
RH-06	昇降機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 安全使用荷重を超えるな。 3 使用前の注意 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電源回路の通電を確認し、制御スイッチが正常に作動することを確認せよ。 (2) 無負荷で各部の作動試験を行い、異常の無いことを確認せよ。 4 運転中に誤って指定ステーション以外の操作押しボタンを押した場合は、所定の手順によって復帰せよ。 5 運転中に艦動揺警報装置が作動したならば、指定ステーションまで運転を続行し、停止した後、非常押しボタンを押せ。
RH-07	パレットトラック安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 安全使用荷重を超えるな。 3 走行は、障害物の無いことを確かめてから行え。 4 使用前に、無負荷で各部の作動試験を行い、異常の無いことを確認せよ。
RH-08	機雷積込装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全使用荷重を超えるな。 2 重量物を必要以上高くつるな。また、その下に入るな。 3 使用前の注意 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電源回路の通電を確認し、制御スイッチが正常に作動することを確認せよ。 (2) 無負荷で各部の作動試験を行い、異常の無いことを確認せよ。 4 つり上げつり下げ及び走行作業を同時に行うな。 5 制限スイッチが切れるまで、運転するな。
RH-09	航空魚雷揚げ降ろし安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全使用荷重を超えるな。 2 ガイの緊張固定を忘れるな。 3 魚雷には、控索を取れ。 4 艦の動揺に備えよ。 5 魚雷の下に入るな。 6 魚雷の揚げ降ろしは、静かに行え。
RH-10	フォークリフト安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 安全使用荷重を超えるな。 3 使用前後に各部作動試験を行い、異常の無いことを確認せよ。 4 走行は、障害物が無いことを確かめてから行え。 5 誘導員を配置せよ。
RH-11	艦内移送装置(回転ラック)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 軌道上に障害物が無いことを確認せよ。 3 回転ラックへのパレット搬入時、パレットゲートのロックを確認せよ。

		<ul style="list-style-type: none"> 4 回転ラック使用の際は、庫内の安全を確かめよ。 5 動揺止めは、確実に行え。
RH-12	エレベーター安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 安全使用荷重を超えるな。 3 作動試験を行い、異常の無いことを確かめよ。 4 非常時は、停止ボタンを押せ。
RH-13	艦尾門扉安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 当直士官の許可を受けよ。 2 指定された者のほかは、取り扱うな。 3 油圧装置の起動前に作動油量及び冷却水の通水を確かめよ。 4 作動範囲に障害物が無いことを確かめよ。 5 開閉は、指揮官の指示により行え。 6 開閉中、扉に乗るな。 7 点検モードで操作する場合、開閉ストッパーの「嵌」^は「脱」^はを確かめよ。
RH-14	Aフレームクレーン安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 着脱装置の操作は、指揮官の指示により行え。 3 着脱装置の揚げ降ろしは、静かに行え。 4 タグワイヤーの巻取速度に注意せよ。 5 安全帽を装着せよ。
RH-15	自走式クレーン走行安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 走行前に各部作動試験を行い、異常の無いことを確かめよ。 3 走行は、障害物が無いことを確かめてから行え。 4 誘導員を配置せよ。
RH-16	高所作業車安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 走行は、障害物が無いことを確かめてから行え。 3 飛行甲板で使用時は、相対風を確認せよ。 4 安全帽、墜落制止用器具を装着せよ。 5 工具等は必ず落下防止策を行え。 6 旋回範囲内立入禁止 7 警戒員を配置せよ。 8 使用制限を守れ。 9 バスケット及び走行の複合操作禁止
RH-17	弾薬用／貨物用昇降機安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 当直士官の許可を受けよ。 2 指定された者のほかは、取り扱うな。 3 操作員間の通信連絡を確実に行え。 4 昇降機作動中は、付近に人を近づけるな。 5 安全使用荷重を超えるな。 6 非常停止に備えよ。
RH-18	エレベーター安全守則（しらせ型）	<ul style="list-style-type: none"> 1 定員及び積載重量を超えるな。 2 エレベータに大きな振動を与えるな。 3 運転中に停止したならば、インターホンにより操縦室（艦橋）に連絡し、指示を受けよ。

		4 エレベータから脱出する場合、注意銘板を確認し、脱出せよ。
LH-01	バウドア開閉安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害物が無いことを確かめよ。 2 安全帽及び墜落制止用器具を装着せよ。 3 次の各部の開放（係止）を確かめよ。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ターンバックル (2) トランスビーム (3) リリージングフック (4) ウォータープレート 4 開閉前、人がいないことを確かめよ。
LH-02	バウランプ開閉安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の各部の開放（係止）を確かめよ。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ターンバックル (2) ドグ (3) ブレーキ 2 開閉中、ランプに乗るな。
LH-03	トラックランプ揚げ降ろし安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の各部の状態を確かめよ。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全フック (2) クラッチ (3) ブレーキ (4) ターンバックル 2 ランプの下に入るな。 3 揚げ降ろし中、ランプに乗るな。 4 作業終了時、通索に緊張を与えるな。
LH-04	揚搭装置操作盤安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 指揮官の指示なく操作するな。 3 バウランプ開閉時、ドグ及びブレーキの状態を確かめよ。 4 作動前、警報ベルを鳴らせ。
LH-05	トロリーホイスト及び電動ホイスト安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 安全帽を装着せよ。 3 規約信号は、明確に行え。 4 無負荷で各部の作動試験を行い、異常の無いことを確かめよ。 5 重量物には、控索を取れ。 6 重量物の下に入るな。 7 重量物の移動は、静かに行え。 8 安全使用荷重を超えるな。 9 艦の動揺に備えよ。
LH-06	サイドドア・ランプ安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 指揮官の指示なく操作するな。 3 障害物が無いことを確かめよ。 4 開閉中、ランプに乗るな。 5 舷梯<small>げんてい</small>で機側操作する場合、墜落制止用器具を装着せよ。 6 非常時は、停止ボタンを押せ。
LH-07	ビークルランプ	<ol style="list-style-type: none"> 1 指揮官の指示なく操作するな。

	開閉安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 2 開閉中、ランプ付近に人がいないことを確かめよ。 3 開閉中、ランプに乗るな。 4 ランプの下に入るな。 5 非常時は、停止ボタンを押せ。
LH-08	L C A C管制室 操作盤及びスター ンゲート開閉 安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 指揮官の指示なく操作するな。 3 スターンゲート開閉前、ゲート付近に人がいないことを確かめよ。 4 開放前、障害物が無いことを確かめよ。 5 通風ダンパー開閉時、警戒員を配置せよ。 6 非常時は、停止ボタンを押せ。
LH-09	エレベーター(お おすみ型)安全守 則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 指揮官の指示なく操作するな。 3 作動試験を行い、異常の無いことを確かめよ。 4 甲板蓋^{がい}開閉中、付近に人を近づけるな。 5 安全使用荷重を超えるな。 6 非常時は、停止ボタンを押せ。 7 操作員間の通信連絡を確実に行え。 8 人を乗せるな。
LH-10	スライディング ・ドア開閉安全守 則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 開閉中、ドアに近づくな。 3 非常時は、停止ボタンを押せ。
LH-11	ターンテーブル 旋回安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 指揮官の指示なく操作するな。 3 旋回中のテーブルに乗るな。 4 非常時は、停止ボタンを押せ。
LH-12	ハンドラー安全 守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 クランプ・パッドは機種に指定されたものを使用せよ。 2 安全使用荷重を超えるな。 3 クランプ・パッドを取り付けるときは、すべての電源を「断」とせよ。
LM-01	着艦拘束装置(R S D、R A S T M K - 6)安全守 則	<ul style="list-style-type: none"> 1 ビーム(クロー)の作動範囲に手足を入れるな。 2 セーフティーバーを掛けよ。(R S D) 3 移動方向に障害物が無いことを確かめよ。
LM-03	格納庫安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 航空機及び機器類は、確実に係止せよ。 3 航空機には、常にアースを取れ。 4 作業中は、換気に注意せよ。 5 車両(整備用器材等を含む。)の排気及び換気に注意せよ。
LM-04	格納庫シャッタ ー・中柱レール安 全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 シャッター及び中柱レール作動範囲に、障害物が無いことを確かめよ。 2 中柱安全装置の定位置を確かめよ。 3 シャッター落下止めの着脱を確かめよ。 4 シャッター及び中柱の巻上中及び巻下中は、下に入るな。 5 シャッター作動中は、スイッチから手を離すな。

LM-05	格納庫中間支柱 巻上機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 上部ロック機構が正常に作動することを確認せよ。 2 巻上機作動範囲に、障害物が無いことを確認せよ。
LM-06	艦上給油作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 消火器を準備せよ。 3 給油中は、所要のアースを取れ。 4 弁の開閉は、確実に行え。
LM-07	空中給油安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 消火器を準備せよ。 3 ホイストケーブルが下がるまで近づくな。 4 空中給油装置を、ホイストフックに取り付ける前に、ホイストケーブルの接地を取れ。 5 空中給油装置は、確実にホイストフックに取り付けよ。 6 給油ホースの空中「たるみ」を十分に取れ。 7 燃料漏れがないかどうかを確認せよ。 8 回転翼面下から速やかに退避し、給油ホース位置から艦尾側に立止まるな。 9 ヘリコプターの直下に行く場合は、指揮官の指示に従え。
LM-08	航空動力室安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 ケーブルに注意せよ。 3 リモート操作時は、室内に入るな。
LM-09	ターレット・ハンドライン安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防主管圧力が規定範囲にあるかどうかを確認せよ。 2 近距離内では人体に直射するな。 3 ハンドラインノズルは、2人で確実に保持せよ。
LM-10	航空機機力移送作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、操作するな。 2 移送時は、周辺、レール内及び進行方向に障害物のないことを確認せよ。 3 移送方向のレール内に立ち入るな。 4 動揺等により異常を認めた場合は、直ちに停止せよ。 5 艦橋との連絡を密にせよ。
LM-11	航空機人力移送作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 所要の手押し作業員を配置せよ。 2 RSD引き抜き時、レーダードームの下を通過させるな。 3 手押し作業員は、移送方向の主脚前方付近に位置するな。 4 常に停止できる速度で移送せよ。 5 艦の動揺に備え、異常を認めた場合は、直ちに停止せよ。 6 艦橋との連絡を密にせよ。
LM-12	航空機用昇降機 (ひゅうが型及びいずも型)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空指揮官(当直士官)の許可を受けよ。 2 指定された者のほかは、取り扱うな。 3 操作員間の通信連絡を確実に行え。 4 昇降機作動中は付近に人を近づけるな。 5 安全使用荷重を超えるな。 6 非常停止に備えよ。
LM-13	ヘリコプタけん	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。

	引装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 2 取り付け前に操舵輪アンロックを確認せよ。 3 けん引開始前に艦の動揺を確認せよ。 4 けん引中は、障害物との間隔に注意せよ。 5 けん引中は、誘導員及び警戒員を配置せよ。 6 回頭時は、一時停止、必要に応じ機体を係止せよ。
LM-14	けん引車安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 走行中は、障害物との間隔に注意せよ。 3 けん引開始前に艦の動揺を確認せよ。 4 けん引中は、誘導員及び警戒員を配置せよ。 5 制限速度を守れ。
LM-15	艦載救難作業車安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 走行中は、障害物との間隔に注意せよ。 3 近距離で人体に直射するな。
LM-16	格納庫防火シャッター安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 シャッター作動範囲に、障害物が無いことを確かめよ。 2 シャッター作動時は、シャッターの下に入るな。 3 シャッター作動時に、スイッチから手を離すな。 4 シャッター全開時は、固定装置をかけよ。
LM-18	航空機人力移送作業（ひゅうが型及びいずも型）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空指揮官（当直士官）の許可を受けよ。 2 配置を確認せよ。 3 移送方向の主脚前方付近に位置するな。 4 常に停止できる速度で移送せよ。 5 艦の動揺に備え、異常を認めた場合は、直ちに停止せよ。
LM-19	航空機排油作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空指揮官（当直士官）の許可を受けよ。 2 火気厳禁 3 消火器を準備せよ。 4 航空機にはアースを取れ。 5 弁の開閉は、確実に行え。 6 換気に注意せよ。
DC-01	ガソリン安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 使用前、機関長と当直士官の許可を受けよ。 3 区画を密閉したまま使用するな。 4 蓋の無い容器に入れるな。 5 洗油及び汚れ落としに使用するな。 6 補給用小出缶は、規定のものを使用し、高温にさらすな。
DC-02	固定式炭酸ガス消火器（50型）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス重量は、規定範囲に保て。 2 直射日光や高温にさらすな。 3 放出時は、必ず握り手を持て。 4 多量に放出した場合は、酸欠に注意せよ。 5 密閉消火時 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区画内に人がいないことを確かめてから「放出」を令せよ。 (2) ガス充満後15分間は、消火区画のドア及びハッチを開くな。 (3) 区画内に入るときは、OBA又はSCBAを装着せよ。

DC-03	炭酸ガス消火器 (15型) 安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス重量は、規定範囲に保て。 2 直射日光や高温にさらすな。 3 放出時は、必ず握り手を持て。 4 多量に放出した場合は、酸欠に注意せよ。
DC-04	可搬式消火ガソリンポンプ安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 区画内で運転するな。 2 揚水しないで2分以上運転するな（水冷式）。 3 真空ポンプは、2分以上連続して使用するな。 4 ガソリンを補給するときは、エンジンを停止せよ（カセット式を除く）。 5 油の移動に使用するな。
DC-06	高圧ガス容器安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 定所に格納せよ。 2 直射日光や高温にさらすな。40℃以下に保て。 3 衝撃を与えるな。 4 容器や付属装置に油脂類を付着させるな。 5 使用時以外は、保護キャップを付けよ。 6 規定外の用具は、使用するな。 7 火気は、近付けるな。 8 圧力計の前面に立って容器弁を開くな。 9 容器弁は、静かに開閉せよ。
DC-07	タンク・空所内作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 当直士官の許可を受けよ。 2 作業区画付近は、火気厳禁 3 区画内の換気を十分に行い、作業前及び作業中における有毒ガス及び可燃性ガスの有無並びに酸素濃度を確かめよ。 4 消火器を準備せよ。 5 監督者を指定し、OBA員又はSCBA員及び警戒員を配置してから、作業に掛かれ。 6 裸火、裸電球、不良電気器具及び非気密型携帯電灯を使用するな。 7 スパーク発生のおそれのある工具には、スパーク防止手段を取れ。 8 不必要な物を持つな。 9 異常を感じたならば、直ちに区画外に出よ。 10 有機洗浄剤は、使用するな。
DC-09	酸素充てん口安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁 油 2 火気厳禁
DC-10	TAU及びTAS 消火装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 人体に向けて放出するな。 2 ハンドラインノズル及びハンドノズルに振り回されるな。 3 ホースをキンクさせるな。 4 粉末消火剤による窒息に注意せよ。 5 密閉区画の消火には、OBA又はSCBAを装着せよ。 6 加圧ガス容器及び薬剤は、直射日光又は高温にさらすな。
DC-11	ハロン消火装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 区画内に人がいないことを確かめて発動せよ。 2 ガス充満後30分間は、消火区画のドア及びハッチを開くな。 3 放出灯が点灯している場合は、区画内に入るな。 4 消火後、区画内に入るときは、OBA又はSCBAを装着せよ。

DC-12	ハロン消火装置 (潜水艦)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 発動を予告せよ。 2 消火区画在室員は、SCBA又はEABを装着せよ。 3 SCBA、EAB未装着者及び不要人員は、速やかに退出せよ。 4 ハロン消火装置発動後、速やかに区画を閉鎖せよ。 5 ガス放出後30分間は、消火区画の換気を行うな。 6 電気雷管は、取り外すな。 7 電気機器の整備には、規定の用具を使用せよ。
DC-13	粉末消火器安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 人体に向けて放出するな。 2 高温、高湿及び酷寒にさらすな。 3 多量に放出した場合は、粉末消火剤による窒息に注意せよ。
DC-14	ハロン消火器安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス重量は、規定範囲に保て。 2 直射日光や高温にさらすな。 3 消火後、刺激臭があるときは、OBA又はSCBAを使用せよ。
DC-15	空気充てん口安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁油 2 弁の操作は、徐々に行え。 3 充てん前に、必ずドレンを切れ。 4 圧力計及び安全弁の前に立って操作するな。 5 充てん容器が検査期間内であることを確かめよ。 6 規定圧力以上に充てんするな。
DC-16	自給式呼吸器安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボンベの空気圧力 (150~130kgf/cm²) (14MPa~12MPa)を確認せよ。 2 使用時間 (30分以内)を厳守せよ。 3 装着は、確実に行え。 4 定所に格納せよ。
DC-17	非常用呼吸器安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボンベの空気圧力 (150~130kgf/cm²) (14MPa~12MPa)を確認せよ。 2 使用時間 (6分以内)を厳守せよ。 3 装着は、確実に行え。 4 脱出以外に使用するな。 5 定所に格納せよ。
DC-18	可搬式軽油燃焼 消火ポンプ安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 区画内で運転するな。 2 真空ポンプは、連続2分以上使用するな。 3 軽油を補給するときは、エンジンを停止せよ。 4 油の移動に使用するな。
DC-19	粉末消火装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 人体に向けて放出するな。 2 ハンドノズルに振り回されるな。 3 ホースをキンクさせるな。 4 多量に放出した場合は、粉末消火剤による窒息に注意せよ。 5 加圧ガス容器及び薬剤は、直射日光にさらすな。
DC-20	AFFFステーション安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 人体に向けて放出するな。 2 ハンドライン及びハンドノズルに振り回されるな。 3 ホースをキンクさせるな。 4 機器装置は、常に作動の状態に保て。
DC-21	火災警報装置(イ)	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃時、感知部(放射線源部)には直接手を触れるな。

	オン式煙感知器) 安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 2 不良の感知器は、分解したり破棄せず、返納せよ。 3 作動試験は、当直士官の許可を受けよ。 4 継電器箱の点検、修理、部品交換等を実施する際には、電源を切れ。
DC-22	空気呼吸器(レスクマスク)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 定期的に保守点検を行え。 2 手入れには油脂類を使用するな。 3 分解、改造をするな。 4 十分な訓練を積み、使用法を修得せよ。 5 使用前に装備前点検を行え。 6 鼓膜の破れた者は、使用するな。 7 調整器内に水が入った場合は、使用するな。 8 水中では使用するな。 9 70℃以上、-20℃以下の環境では使用するな。
DC-23	測深管安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 測深中は、区画内の換気を十分に行え。 3 測深中は、液面に注意せよ。 4 蓋の開閉は、確実に行え。 5 隣接区画のドアは、確実に閉鎖せよ。
DC-24	指向型放水銃装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 遠隔制御時は、機側操作員との連絡を密にせよ。 2 コッタピンの自在継ぎ手未装着を確認せよ。 3 電磁ブレーキ解除時は、不意の作動に注意せよ。 4 作動範囲内の人及び障害物の有無を確認せよ。 5 放水銃関連補機の運転状態を確かめよ。 6 人体に向けて放出するな。
DC-25	避難用呼吸器具安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 脱出時以外は使用するな。 2 圧力計が規定値以内か確認せよ。 3 装着は確実に行え。 4 定所に格納せよ。
DC-26	自給式呼吸器(S C B A)用空気圧縮機(移動式)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 起動時は、適切な通風が維持できる場所で使用し、排ガス等の有害ガスの混入には十分注意せよ。 2 潤滑油の量を確認せよ。 3 充てん圧力に合った容器と充てんホースを正しく接続せよ。 4 充てん作業前後及び充てん中(15分ごと)にドレンを排出せよ。 5 外気温を確認し、温度と圧力の関係表に基づき充てんせよ。 6 残圧を開放する際は、必ず充てんホースをしっかりと持ち開放せよ。 7 運転時の外気温度が、35℃を超えないように注意せよ。 8 異常を発見したならば、直ちに停止し、残圧を開放せよ。
DC-27	自給式呼吸器(S C B A)用空気圧縮機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 起動時は、適切な通風が維持できるように、十分注意せよ。 2 潤滑油及び冷却水の量を確認せよ。 3 充てん圧力に合った容器と充てんホースを正しく接続せよ。 4 充てん作業前後及び充てん中(15分ごと)にドレンを排出せよ。 5 外気温を確認し、温度と圧力の関係表に基づき充てんせよ。 6 残圧を開放する際は、必ず充てんホースをしっかりと持ち開放せよ。

		<ul style="list-style-type: none"> 7 二方弁の開放はゆっくり行い、急激な移充てんを行うな。 8 異常を発見したならば、直ちに停止し、残圧を開放せよ。
DC-28	可搬式ディーゼル消火ポンプ安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 区画内で運転するな。 2 潤滑油量を確認せよ。 3 燃料を補給するときは、消火器を準備せよ。 4 油の移動に使用するな。
DC-29	遠隔閉鎖扉安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 作動中、通行禁止 2 非常時は非常停止スイッチを操作せよ。
DC-30	自給式空気呼吸器（SCBA）安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 使用開始時において、遠隔圧力ゲージにおけるシリンダの空気圧力（“FULL”（示度がグリーン枠内にあること））を確認せよ。 2 充てん後は温度変化による充てん圧力の増減に注意せよ。 3 常に遠隔圧力ゲージに注意し、残された空気量を確認せよ。 4 振動アラームが作動した場合は、現場区画から離脱せよ。
RD-02	再圧タンク安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 マッチ、ライターその他スパークの発生源となる物を一切持ち込むな。 2 土足厳禁 3 指示のない限り、弁等の装備品に触れるな。 4 油等によって汚れた服装で入るな。 5 換気は、十分に行え。
RD-03	潜水管制盤安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、手を触れるな。 2 弁の操作は、必ず片手で手順どおり確実に行え。 3 送気ガスの状態を確かめよ。 4 過圧力とするな。 5 漏気の有無を確かめよ。 6 使用中は、火気厳禁 7 使用ガスを低圧群から高圧群に切り替える場合は、調整弁を全閉して、無負荷状態とせよ。
RD-04	高圧ガス取扱安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 弁の開閉は、ゆっくり行え。 3 漏気を認めたならば、直ちに元弁を閉鎖せよ。 4 有毒ガスを取り扱う場合には、保護具を使用せよ。
RD-05	ダイバークレーン安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 起動時には、操縦ハンドルが停止の位置にあることを確かめよ。 2 潜水具に衝撃を与えるな。 3 規約信号は、明確に行え。 4 巻取り及び巻戻しの速度は、指示された速度を保て。 5 ステージの下に入るな。
RD-06	潜水安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 当直士官の許可を受けよ。 2 特令された場合のほか、素潜りによる潜水作業を行うな。 3 潜水前に、器具の点検を確実に行え。 4 特令された場合のほか、2人1組で潜水を行い、制限深度（時間）以上は、潜るな。 5 潜降及び上昇においては、原則として、錘索を使用し、規定の速度を守れ。

		<p>6 綱が体に巻付く等の緊急事態が発生したときは、あわてないで処置せよ。</p> <p>7 潜水中、器具の作動不良又は身体の不調を感じたときは、直ちに潜水を中止し、上昇せよ。</p> <p>8 潜水員とテンドーは、相互に適切な連絡を行え。</p> <p>9 指示された以外の作業を行うな。</p> <p>10 サメ、海蛇等危険生物に注意せよ。</p>
RD-07	D S R V安全守則	<p>1 格納庫においては</p> <p>(1) 火気厳禁</p> <p>(2) D S R V及び発着架台は、確実に係止せよ。</p> <p>(3) 次の機器は、作動させるな。</p> <p>ア 緩衝リング</p> <p>イ マニピュレータ</p> <p>2 点検整備等においては</p> <p>(1) 機器、管及び電線の上に乗るな。</p> <p>(2) 艇頂部での作業は、墜落制止用器具を装着して行え。</p> <p>(3) 艇内は常に換気し、規定温度以下に保て。</p> <p>(4) 油等によって汚れた服装で、艇内に入るな。</p> <p>(5) 次の機器は、周囲に人がいないことを確かめてから、作動させよ。</p> <p>ア プロペラ</p> <p>イ シュラウドリング</p> <p>ウ 緩衝リング</p> <p>エ マニピュレータ</p> <p>オ 捕縛アーム</p> <p>カ テレビカメラ</p> <p>キ 下部ハッチ</p> <p>ク トランスポンダ投下装置</p>
RD-08	深海潜水装置(D S)ブロウユニット安全守則	<p>1 禁 油</p> <p>2 起動前には、次の事項を確かめよ。</p> <p>(1) 手動回転による異常の有無</p> <p>(2) 冷却水量</p> <p>3 差圧計は、片側のみに圧力をかけるな。</p> <p>4 異音を発したならば、直ちに停止せよ。</p> <p>5 締切運転はするな。</p>
RD-09	深海潜水装置(D S)給水ユニット安全守則	<p>1 起動前には、次の事項を確かめよ。</p> <p>(1) 油量及び吸入圧力</p> <p>(2) 吸い込み空気室の水抜き</p> <p>2 異音を発したならば、直ちに停止せよ。</p> <p>3 温水器の空だきをするな。</p>
RD-10	深海潜水装置(D S)機側制御盤安全守則	<p>1 禁 油</p> <p>2 火気厳禁</p> <p>3 弁の開閉は、ゆっくりと行え。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 4 過圧力とするな。 5 漏気の有無を確かめよ。 6 弁の開閉時には、必ず加圧ガス、呼吸ガスの種類を確かめよ。
RD-11	深海潜水装置(D DS) 高压ガスパ ネル安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 禁 油 2 火気厳禁 3 弁の開閉は、ゆっくりと行え。 4 過圧力とするな。 5 漏気の有無を確かめよ。
RD-12	深海潜水装置(D DS) 酸素充気器 安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 禁 油 2 火気厳禁 3 付近に可燃物を置くな。 4 漏気の有無を確かめよ。
RD-13	深海潜水装置(D DS) PTC潜水 安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 潜水前には、器具の点検を確実にし行え。 2 原則として、2人1組で潜水を行い、制限深度以上潜るな。 3 ロックアウト時の潜降及び上昇は、規定速度を守れ。 4 緊急事態が発生したときは、直ちに潜水を中止し、PTCに戻れ。 5 潜水員とPTC長は、相互に適切な連絡を行え。 6 指示された作業以外は行なうな。
RD-14	深海潜水装置(D DS) 温水供給装 置安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 締切運転はするな。 2 潤滑油量を確かめよ。 3 異音を発したならば、直ちに停止せよ。 4 加熱器の空だきはするな。 5 潜水時の温水供給圧力は、14kgf/cm² (1.3MPa) 以上にするな。
RD-15	深海潜水装置(D DS) ガスパネル 安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 禁 油 2 火気厳禁 3 弁の開閉は、ゆっくりと行え。 4 漏気の有無を確かめよ。 5 弁の開閉時は、必ず送気するガスの種類を確かめよ。
RD-16	深海潜水装置(D DS) アンビリカ ルウインチ安全 守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 運転時は、ウインチの艦尾側に立ち入るな。 2 クラッチの「脱」は、不用意に行なうな。
RD-17	深海潜水装置(D DS) DDC安全 守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 禁 油 2 火気厳禁 3 発火、爆発又は発熱のおそれのあるものは、持ち込むな。 4 土足厳禁 5 指示のない限り、弁等の装備品に触れるな。 6 油等で汚れた服装で入るな。 7 換気は、十分に行え。 8 メイティングハッチ開・閉作業中は、ハッチの作動範囲に入るな。 9 CO₂吸収筒の通過風量は、規定量を保て。 10 O₂分圧計及びCO₂濃度計のキャリブレーションは確実にし行え。

RD-18	深海潜水装置(D S) P T C安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁 油 2 火気厳禁 3 マッチ、ライター、カイロその他スパークの発生源となる物は、一切持ち込むな。 4 土足厳禁 5 指示のない限り、弁等の装備品に触れるな。 6 油等で汚れた服装で入るな。 7 ハッチを開放するときは、均圧を確かめてから行え。 8 換気は、十分に行え。 9 所定のバラストを使用せよ。 10 アンビリカルホースは、潜航前に、潜航深度以上に加圧せよ。 11 D D Cとのメインテナンスは、確実に行え。 12 重錘離脱装置は、許可なく作動させるな。 13 O₂分圧計及び C O₂濃度計のキャリブレーションは、確実に行え。
RD-19	深海潜水装置(D S)各種圧縮機等安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁 油 2 火気厳禁 3 潤滑油量を確かめよ。 4 冷却水量を確かめよ。 5 異音を発したならば直ちに停止せよ。 6 運転後、ドレンを排出せよ。
RD-20	深海潜水装置(D S) H e 回収装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁 油 2 火気厳禁 3 潤滑油量を確かめよ。 4 冷却水量を確かめよ。 5 異音を発したならば、直ちに停止せよ。 6 運転後、ドレンを排出せよ。
RD-21	D S R V 発着架台安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 縦横行時は、発着架台の周りに人がいないことを確認せよ。 2 縦横行時は、レール又はラック上に異物が無いことを確認せよ。 3 縦行時は、必ずレールランプが、「格納」位置にあることを確認せよ。 4 昇降台連結装置フックの嵌脱は、完全に作動していることを目視にて確認せよ。 5 つり索固定金物外止めは、クイックリリースピンで、確実にロックされていることを確認せよ。 6 横行時は、必ず昇降台付ストッパーを取り外せ。 7 油圧ホースは、ドレンラインを最初に接続し、最後に取り外せ。
RD-22	D S R V 昇降台安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 グレーチング上に重量物を置くな。 2 中央部起倒式足場には、片側に2人以上乗るな。 3 揚収作業完了後は、直ちにラックカバーを取り付けよ。
RD-23	リファレンスポイント灯安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 空気中では、5分以上点灯するな。 2 整備作業を行うときは <ol style="list-style-type: none"> (1) 消灯直後の電球は、十分に冷えてから作業を行え。 (2) 作業は、必ずきれいな手袋で行い、ガラス及び電球及び反射鏡に汚

		れを付けるな。万一、手油が付いたときは、アルコールできれいに拭き取れ。
RD-24	泳者揚収装置安全守則	<p>1 使用前の注意</p> <p>(1) フィルターにホコリが詰まっていないことを確かめよ。</p> <p>(2) オイラーに油が入っていることを確かめよ。</p> <p>(3) ワイヤーに巻乱れがないことを確かめよ。</p> <p>(4) 作動試験を行い、異常のないことを確かめよ。</p> <p>2 ストッパー（蝶ボルト）が甲板に固定されていることを確かめよ。</p> <p>3 作動時は、操作弁ハンドルが「中立」の位置にあることを確かめた上、元弁を開けよ。</p> <p>4 作動後は、操作弁ハンドルを「中立」の位置とし、確実に元弁を閉鎖せよ。</p> <p>5 泳者を確実にサーバーバ・スリングに固縛したことを確かめた上、揚げ降ろし作業を行え。</p> <p>6 艦の動揺及び波の打込みに備えよ。</p>

2 機関の部

番号	表題	掲示内容
MM-01	機関室安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 防火及び防水装置は、いつでも使用できる状態に保て。 2 ビルジは、ためるな。 3 舷外弁及び艦底弁は、使用后、確実に閉鎖せよ。 4 漏油、漏水及び漏気は、放置するな。 5 異音、異臭及び振動に注意し、触手検温を怠るな。 6 火気を使用するときは、機関長及び当直士官の許可を得て、防火措置を採り、警戒員を配員せよ。 7 寒冷時は、冷却水等の凍結防止処置を執れ。 8 工具・要具及びウエス、洗油は、定所に格納せよ。
MM-02	煙路室（消音器室）安全守則	可燃物を置くな。
ME-03	ガスタービン主機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 起動する場合、潤滑油圧力及び燃料圧力が、規定圧力以上であることを確かめよ。 2 起動に失敗したならば、ドライモータリングを行え。 3 軸ブレーキが「嵌」のまま、30分以上アイドリング運転を行うな。 4 停止する場合は、5分間の冷却運転を行え。 5 エンクロージャ内に入る場合は、次の事項を確かめよ。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 運転は、アイドリング回転以下であること。 (2) 停止中は、点火用ヒューズが「抜取り」、「機側／遠隔切替えスイッチ」が「機側」の位置にあり、消火装置の作動防止策を講じていること。
ME-04	ディーゼル主機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 運転準備を確実にしな。 2 起動操作後、燃料運転まで時間がかかる場合は点検を行え。 3 運転諸元は、規定範囲に保て。 4 潤滑油の量を確かめよ。
ME-05	ディーゼル主機回転装置（直結式）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 起動前に、軸系の障害物及び軸固定装置の「脱」を確かめよ。 2 起動前に、潤滑油圧力を確かめよ。 3 起動時及び運転中は、電流値に注意せよ。（電動式回転装置）
ME-06	ディーゼル主機回転装置（クラッチ式）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 起動前に、クラッチの「脱」を確かめよ。 2 起動前に、潤滑油圧力を確かめよ。 3 起動時及び運転中は、電流値に注意せよ。（電動式回転装置）
ME-07	軸固定装置（ブレーキ型）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 ブレーキの作動は、軸の停止後又は規定の軸回転数以下で行え。 2 操縦装置、機側操作盤及び軸回転装置に、「軸固定」の標識札を掲示せよ。
ME-08	軸固定装置（つめ型）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 艦速（対水速力）が無いことを確認し、軸回転に掛かる動力（電源）を遮断した後、作業を行え。 2 回転止めの嵌合は、軸回転装置の停止を確認した後、行え。 3 軸固定又は軸解放後は、回転止めは、確実に安全ピンで固定せよ。 4 「軸固定」又は「軸解放」の標識札を掲示せよ。
ME-09	軸回転装置安全	<ol style="list-style-type: none"> 1 起動前に、軸系の障害物及び主機等関連各部の状況を確かめよ。

	守則	<ul style="list-style-type: none"> 2 起動前に、潤滑油圧力を確かめよ。 3 軸固定装置が「脱」となっていることを確かめよ。 4 起動時及び運転中は、電流値に注意せよ。（電動式回転装置） 5 かみ合い継手の爪を合わせる場合は、必ず手動回転で行え。
ME-10	潤滑油ポンプ安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 タンクの油量を確かめよ。 2 諸弁の開閉を確かめよ。 3 自動起動を確かめよ。（自動起動装置装備艦艇）
ME-12	吸気デミスター安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 運転中、付近で作業するな。 2 じんあいが出る作業を行う場合は、機関操縦室に連絡し、処置した後行え。 3 付近に覆等を放置するな。
ME-13	軸回転装置安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 起動前に、軸系の障害物等関連各部の状況を確認せよ。 2 インフレタブルシールのベントを確認せよ。 3 回転装置不使用時は、「脱」の状態とし、必ず施錠せよ。
ME-15	軸回転装置安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 起動前に、軸系の障害物及び主機等関連各部の状況を確認せよ。 2 起動前に、潤滑油圧力を確かめよ。 3 軸ブレーキ装置及び回転止め装置の「脱」を確認せよ。 4 起動時及び運転中は、電流値に注意せよ。 5 回転装置をかん合させる時は、必ず手動回転で行え。
ME-16	補助推進器安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 運転時、冷却海水弁の「開」を確認せよ。 2 異音が出たら直ちに停止せよ。 3 主機クラッチを「嵌^{かん}」とする際は、電動機の「停止」を確認せよ。
ME-17	スターリング機関安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 運転中及び停止直後は、高温のため直接接触れるな。 2 運転諸元は規定範囲に保て。 3 運転中、出力段階1以外は機関囲いを外すな。 4 酸素管にグリスや油を付けるな。 5 清水ポンプを起動する際は、機関内部へのヘリウム圧力が0.5MPa以上あることを確認せよ。 6 機関内の清水を排出する場合は、ヒーターチューブ最高温度が150℃以下であることを確認せよ。
ME-18	液体酸素取扱安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 バルブの開閉は徐々に行え。 3 油脂類厳禁 4 極めて温度が低いため、低温特性に注意せよ。また、低温部に直接接触れるな。 5 液配管の前後の弁を同時に閉めるな。（液封現象防止） 6 工具、革手袋、作業衣、ウエスは油脂分のない清浄なものを使用せよ。
ME-19	液体酸素搭載安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 当直士官の許可を受けよ。 2 火気厳禁 3 保安員（警戒員）を配置せよ。 4 周囲5m以内に火気の使用、油脂類等の可燃物がないことを確認せよ。 5 「高圧ガス充填中」等の警戒標識を掲示せよ。

		<ul style="list-style-type: none"> 6 徐々に注入し予冷せよ。 7 過充填に注意せよ。 8 各部の漏洩に注意せよ。 9 タンク圧力に注意せよ。 10 液配管の前後の弁を同時に閉めるな。(液封現象防止) 11 通信連絡は、確実に行え。
MB-01	ボイラ安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 消火中 <ul style="list-style-type: none"> (1) ドラム開放前には、関係諸弁の閉鎖を確かめ、ハンドルを固縛し、「開放禁止」の標識札を掲示せよ。 (2) ドラム内へ入る前に、換気を十分に行え。 (3) 開放中のドラム内で、裸火を使用するな。 2 点火準備から使用状態まで <ul style="list-style-type: none"> (1) 水準及び各水面計の指示位置が一致していることを確かめよ。 (2) 点火前に、炉内+煙道容積の4倍以上の換気を行え。 (3) バーナー点火時は、逆火から身を守れ。 (4) バーナー切換時は、諸元を適切に保て。 (5) 着火失敗及び失火時は、全バーナーを直ちに消火せよ。 3 汽醸中 <ul style="list-style-type: none"> (1) 水準に注意せよ。 (2) 短時間であっても、給水を止めるな。 (3) 炉壁の熱で、再点火するな。 (4) バーナーを増(減)本するときは、炉内監視員(側面)を配員せよ。 (5) 燃料温度を50℃以上に上げるな。 (6) 蒸気圧力、給水圧力及び燃料噴射圧力を規定値に保て。 (7) 失火した場合は、全バーナーを直ちに消火し、再点火前に炉内換気を十分に行え。 燃料遮断が遅れ、炉内及び風箱に燃焼範囲を超える濃度の未燃焼ガスが滞留したときは、炉内温度が安全範囲に下がるまで換気を行うな。 (8) 水冷壁ヘッダーのドレン弁は、絶対に開くな。 (9) 蒸気が噴出し、遮断不能時は、直ちに脱出又は避難せよ。 4 消火後 <ul style="list-style-type: none"> (1) 冷気を炉内に入れるな。 (2) 冷給水するな。 (3) 圧力部に通じる付属品を取り外すときは、残圧0を確かめよ。
MB-02	遠隔水面計安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 使用時には、蒸気部及び水部の弁が開いていることを確かめよ。 2 ドラム付水面計指度と一致していることを確かめよ。 3 ボイラ水面計のブロー時、ダイヤフラムの破損を防止せよ。
MB-03	自動制御装置安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、調整するな。 2 自動運転中は、装置に触るな。 3 バーナー制御盤内の温度は50℃、湿度は90%以下に保て。

MB-04	主給水ポンプ安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 起動前に、油量、吸込圧力、冷却水及び循環水の量を確認せよ。 2 並列運転時は、負荷を均等にせよ。 3 吸込圧力を規定値以下に下げるな。
MB-05	主送風機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 起動前に、油量及び冷却水量を確認せよ。 2 運転区分に応じ、ダンパー及び放風弁を正確に開閉せよ。 3 最低回転以下に下げるな。 4 サージングを起こすな。 5 並列運転時は、負荷を均等にせよ。
MB-06	主燃料噴射ポンプ安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 起動前に、油量、冷却水量及び吸入・吐出弁が「開」となっていることを確認せよ。 2 噴射圧力を規定値に保て。 3 燃料吸込温度を過度に上昇させるな。
MB-07	ボイラ保護装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 フレーム・アイ・バイパス及び燃料危急遮断弁ロックは、令により行え。 2 常にフレーム・アイ及び燃料危急遮断弁が規定どおり作動することを確認せよ。
MB-08	ボイラ操縦盤安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 計器監視及び機側員の報告により、汽醸状態を常に把握せよ。 2 操作するときは、指呼して行え。 3 操作の過程及び結果に、誤りが無いかどうかをチェックせよ。 4 炉内爆発のおそれのある場合は、直ちに消火せよ。
MA-02	ディーゼル発電機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 運転準備を確実にせよ。 2 起動操作後、燃料運転まで時間がかかる場合は点検を行え。 3 運転諸元は、規定範囲に保て。 4 潤滑油の量を確認せよ。 5 電機員との連絡を密に保て。 6 過回転した場合は、燃料ポンプラックを停止の位置に動かせ。
MA-03	ガスタービン発電機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 潤滑油の量を確認せよ。 2 電機員との連絡を密に保て。 3 起動に失敗したときは、ドライモータリングを実施した後、再起動せよ。 4 運転中、異音を発したならば、直ちに運転を停止せよ。 5 燃料及び潤滑油の漏えいを放置するな。 6 エンクロージャ内で作業する場合は、起動空気元弁を閉鎖し、制御電源を切れ。
MA-04	舵取機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 油量、油温及び油圧に注意せよ。 2 弁の開閉及びピンの操作並びにクラッチの嵌脱^{かん}を確実にせよ。 3 航海中に電源を切るときは、当直士官（哨戒長）の許可を得よ。 4 ラムシリンダーの空気抜きは、圧力側で行え。
MA-05	揚錨機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 起動時には、操縦ハンドルが停止の位置にあることを確認せよ。 2 試運転は、錨鎖車^{びょう}の離脱を確認し、甲板員に連絡した上、行え。

MA-06	内火艇機関安全 守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 燃料及び潤滑油の量をかめよ。 2 起動時には、クラッチを離脱せよ。 3 起動スターターは、規定秒数以上運転するな。 4 起動後、冷却水の量をかめよ。 5 プレッシャーバルブを開くとき、蒸気の噴出に注意せよ。
MA-07	補助ボイラ安全 守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動装置や安全装置を過信するな。 2 起動前に <ol style="list-style-type: none"> (1) 潤滑油の量をかめよ。 (2) 駆動モーターを手動回転させよ。 (3) 換気を十分に行え。 3 点火前に、アキュムレータの水準（アキュムレータ水準計装備艦）及び加熱管の給水ランプの点灯をかめよ。 4 点火失敗の場合は、再度換気を行え。 5 整備時には、電源の「切」及び残圧の無いことをかめよ。 6 停止後は、燃料漏れの無いことをかめよ。
MA-08	65式空気圧縮機 安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 潤滑油の量をかめよ。 2 起動前後は、ターニングせよ。 3 起動前に、起動ハンドルを外せ。 4 燃料プライミングは、4回以上行うな。 5 冷却水の通水状況をかめよ。 6 各段圧力に異常が有るときは、停止せよ。
MA-09	高圧空気圧縮機 （高圧空気製造 装置）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 潤滑油の量に注意せよ。 2 各圧力計に注意せよ。 3 検水器の内装の玉の上昇をかめよ。 4 異音を発したならば、直ちに停止せよ。
MA-10	無給油式高圧空 気圧縮機安全守 則	<ol style="list-style-type: none"> 1 運転前後に、ターニングせよ。 2 各段圧力に異常が有るときは停止せよ。 3 潤滑油の量をかめよ（OLP-1501D、OLP-1502及びOLP-2101を除く。）。 4 検水器の検水片の上昇をかめよ。 5 各ドレン弁は、30分ごとに微開して、ドレンを排出せよ。 6 異音を発したならば、直ちに停止せよ。
MA-11	冷凍・冷房機安全 守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 諸弁の開閉をかめよ。 2 油量を確認せよ。 3 異音を発したならば、停止せよ。 4 運転中、保護装置は、常に自動の位置に保て。
MA-13	油圧装置安全守 則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 循環油タンク油量が規定量で、背圧が0.6～1.0kgf/cm²（58.8～98KPa）であることをかめよ。 3 油温は、55℃以下に保て。 4 管系全体の空気抜きを完全に行え。 5 長期間使用しないときは、循環油タンクの空気抜弁、ネジ開逆止弁及

		び油通し弁をそれぞれ開とし、ACCの油を循環油タンクに戻せ。
MA-14	油圧ポンプ機側 操作スイッチ安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 1号及び2号油圧ポンプの同時自動運転禁止 2 3号及び4号油圧ポンプの同時自動運転禁止
MA-15	無給油式高圧ガス圧縮機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 潤滑油の量を確認めよ。 3 運転前後に、ターニングを行え。 4 冷却水の流量を確認めよ。 5 吐出圧力に異常又は異音があるときは、直ちに停止せよ。 6 各ドレン弁は、適時に微開して、ドレンを排出せよ。
MA-16	マスカ装置(電動式及び蒸気駆動式)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 潤滑油の量を確認めよ。 2 長期停止後は、起動前にターニングを行え。(電動式) 3 異音が発生したならば、直ちに停止せよ。 4 圧縮機停止後は、各弁を確実に閉めよ。 5 空気管には、素手で触れるな。
MA-17	マスカ装置、プレリー装置(ガスタービン抽気式)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 抽気に際しては、ガスタービン圧縮機の回転数に留意せよ。 2 抽気停止後は、各弁を確実に閉めよ。 3 空気管には、素手で触れるな。
MA-19	SSSクラッチロックアウト要具(あさぎり型)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 主機及び軸系が、完全に停止状態にあることを確認めよ。 2 ふたを開放した後は、異物を入れないように注意せよ。 3 軸をターニングした後は、クラッチが完全に停止するまで待て。 4 クラッチが、完全に「脱」であることを確認めよ。 5 ロックアウト要具を取り付けたままで、ターニング又は主機を運転するな。 6 要具の「取付け」、「取外し」を行う場合は、クラッチがロックアウト位置あるいはロックアウト解除位置にあることを確認めよ。
MA-20	減速装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 車室内検査の際は、車室内に異物が入らないよう十分に注意せよ。 2 作業灯には、必ずカバーを付けよ。 3 車室の、のぞき穴及び減速車室のガス抜き付近に裸火を近づけるな。
MA-21	軸ブレーキ装置安全守則(CODOG)	<ol style="list-style-type: none"> 1 主軸回転装置の「脱」を確認めよ。 2 主軸回転数が85rpm以下であることを確認めよ。 3 巡航ディーゼル主機クラッチの「脱」を確認めよ。 4 CPPの翼角の「中立」を確認めよ。 5 航走中に主軸の誘転を止めるため、軸ブレーキを使用するときは、制限範囲内で作動させよ。
MA-22	CPP装置(かもめプロペラCPP-45型)取扱安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 変節ダイヤルは、一度に10度以上変えるな。 2 押ボタン操縦からダイヤル操縦へ切り替えるときは、翼角指示器に示された翼角とダイヤルの指度を合わせた後、切り替えよ。 3 艇に惰力がある場合、翼角0度から前後進の翼角に切り替えるときは、艇速6Kt以下において変節せよ。
MA-23	スラスタ(可変)	<ol style="list-style-type: none"> 1 噴出口付近に、障害物の無いことを確認めよ。

	ピッチプロペラ式) 安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 2 十分な電力を確保せよ。 3 艦速が6Ktを超える場合は、運転するな。 4 岸壁係留時における運転は、推力調整弁が「全開」又は「中立」でも注意せよ。 5 異音が出たら、直ちに停止せよ。 6 寒冷季又は変節油温が5℃以下の場合は、スラスタ冷却器に海水を通水するな。(スラスタ冷却器装備艦) 7 2台同時に起動せず、20秒以上の間隔をおいて起動せよ。(スラスタ2台装備艦) 8 起動停止の繰り返しは、2回以内に留めよ。(スラスタ2台装備艦)
MA-24	逆浸透式造水装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 汚染の著しい海域での使用は、避けよ。 2 造水筒の分解は、絶対に行うな。 3 造水筒内は、ドライ状態にするな。 4 ポンプの締切運転及び空運転は、行うな。 5 運転中に差圧計の元弁(出入口弁)を、閉鎖するな。 6 真水回収率は、18%以下とせよ。 7 造水筒を新替えしたときは、真水を、真水管ドレン弁から約10分間排出せよ。
MA-25	温水ボイラ安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動装置や安全装置を過信するな。 2 満水状態を確認せよ。 3 確実に着火したことを確認せよ。
MA-26	油水分離器安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 ビルジの処理は、当直士官の許可を受けよ。 2 濃度監視装置の起動を確認せよ。 3 分離器内が、海水で満たされていることを確認せよ。 4 関係諸弁の開閉は、確実に行え。 5 分離器内の圧力は、規定値に保て。
MA-27	空気圧縮機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 潤滑油の量を確かめよ。 2 冷却水の通水状況を確認めよ。 3 各段圧力に異常があるときは、停止せよ。 4 振動又は異音が発生したならば、直ちに停止せよ。 5 みだりに安全弁を調整するな。 6 修理又は整備時には、残圧が無いことを確かめよ。
MA-28	ミネラル注入装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 装置内薬剤を排水する場合は、十分に希釈してから、排水せよ。 2 滅菌剤は、酸と絶対に混ぜるな。 3 薬剤投入時は、装置外にこぼすな。
MA-29	アミン式炭酸ガス吸収装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 リボイラ内圧力は、3.5kgf/cm²(343KPa)以上にするな。 2 ヒータースイッチの投入前に、リボイラ内の液面が、規定の位置にあることを確認せよ。 3 吸収液に触れるな。また、蒸気を吸うな。 4 使用済みDO樹脂を素手で触るな。 5 送風機停止中は、必ず冷媒供給弁を閉鎖せよ。

MA-30	ウォータージェットポンプ安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 運転前に、ポンプ中間軸受及びメカニカルシールに注水されていることを確かめよ。 2 ポンプケーシング内の空気を排除せよ。 3 運転中は、両舷ノズルの吸入及び吐出圧力の変動に注意せよ。 4 異音、振動等が発生したならば、直ちに機関出力を下げよ。
MA-33	揚錨機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 錨固定装置切替弁を固定の位置とする場合は、揚錨機制御弁が中立位置であることを確かめよ。 2 試運転は、クラッチを「嵌」とし、上甲板員と連絡した上行え。
MA-35	バウスラスター（水噴射式）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 噴出口付近に、障害物の無いことを確かめよ。 2 駆動装置に、各種電源が供給されていることを確かめよ。 3 運転前に、推力調整弁が「中立」であることを確かめよ。 4 弁が「航走」状態でないことを確認せよ。（前進又は前後進推進力調整弁装備艦） 5 主動力機運転中、左右の推力調整弁の少なくとも一方が、「開」であることを確かめよ。 6 艦速が6Ktを超える場合は、運転するな。 7 岸壁係留時における運転は、推力調整弁が「中立」でも注意せよ。 8 異音が出たら、直ちに停止せよ。
MA-36	造水装置（横型真空一段（二段）蒸発式）運転安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 汚染の著しい海域での運転は避けよ。 2 運転前に、ホットウエルタンクの蒸気ドレン弁を必ず全開せよ。 3 器内水準、器内圧力を規定範囲に保て。 4 停止時は、冷却水ポンプが止まるまでその場を離れるな（横型真空一段蒸発式）。 5 本体、付属ポンプの整備作業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「操作場所」選択スイッチを「機側」とせよ。（遠隔操作可能な場合） (2) 艦外に通ずる諸弁及び蒸気弁を「閉鎖」とし、「開放禁止」の標識札を掲示せよ。
MA-37	吸気デミスター氷結防止装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 抽気停止後は、各弁を確実に閉めよ。 2 空気管には、素手で触れるな。 3 使用中は、デミスター表面温度に注意せよ。
MA-38	気蓄器安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 圧力は、規定範囲に保て。 2 1日1回ドレンを切れ。 3 漏気の有無を確かめよ。 4 火災時には放気を行え。 5 弁の操作は、確実に行え。
MA-39	スタビライザー安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の発着艦作業中は、発停操作を行うな。 2 後進するときは、フィンを中立とせよ。 3 強制動揺を行う場合は、機関長及び当直士官の許可を受けよ。

MT-01	工作機械(グラインダーを除く。)作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 手袋を使用するな。 3 保護めがねを使用せよ。 4 運転中は、回転部及び運動部に触れるな。 5 切粉は、手で払うな。 6 加工物及び工具は、確実に取り付けよ。 7 加工物、工具の着脱、工作物の測定及び機械の掃除の際には、機械を停止せよ。 8 機械のベッド、刃物台等の上に工具類を置くな。
MT-02	グラインダー作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 手袋を使用するな。 2 保護めがねを使用せよ。 3 正面に立って作業をするな。 4 荒研磨の際は、と石車の側面を使用するな。 5 と石車と研磨台の間隔は、3mm以内に保て。 6 つかみ代が、3cm以下の物の作業は避けよ。 7 停止後の惰力による回転に注意せよ。
MT-03	ガス溶接及び切断作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 当直士官及び機関長の許可を受けよ。 2 消火器を準備せよ。 3 付近の可燃物を移動せよ。 4 隣接区画に警戒員を配置せよ。 5 圧力計の前面に立って元弁を開くな。 6 ガス漏れの無いことを確かめよ。 7 有毒ガスに注意せよ。 8 保護めがねを使用せよ。 9 区画を密閉したまま作業をするな。 10 ボンベ及び吹管のネジ部に油脂類を付着させるな。
MT-04	アーク溶接作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 当直士官及び機関長の許可を受けよ。 2 消火器を準備せよ。 3 付近の可燃物を移動せよ。 4 隣接区画に警戒員を配置せよ。 5 保護具を使用せよ。 6 有毒ガス、有害光線及び電撃に注意せよ。 7 ホルダに通電したまま放置するな。

3 電気の部

番号	表題	掲示内容
EE-01	電気装置一般安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気装置の整備作業は、指定された者のほかは、行わない。 2 電気火災の場合は、直ちに電源を切れ。 3 電気火災には、炭酸ガス消火器、ハロン消火器又は粉末消火器を使用せよ。 4 電路器具の蓋は、確実に閉鎖せよ。 5 仮配線を行わない。 6 携帯電気機器は、ケースの接地を確かめよ。 7 移動電線は、途中で継ぎ合わせて使用するな。
EE-02	配電盤安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 ブレーカーやスイッチの「切・入」を不用意に行わない。 2 不必要な回路のスイッチは、切れ。 3 スwitchの操作は、速やかに行え。片手で操作できるものは、右手で操作せよ。 4 整備作業中又は休止中の発電機の断路器は切れ。 5 通電中、断路器は、操作するな。 6 断路器操作時は、ゴム手袋を使用せよ。 7 艦艇外から受電する場合、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 艦艇外電源に切り替えるときは、一部照明等を残すほか、艦内負荷の除外を確かめよ。 (2) 極性又は相順を確かめよ。 (3) 切り替えてから少なくとも1時間は、受電らんの発熱状態に注意せよ。 (4) 陸電と艦艇内電源の並行運転は、行わない。 8 整備作業中、他の配電盤から送電されないように措置せよ。 9 内部の整備作業時、可動部品の落下を見落とすな。
EE-03	蓄電池安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 換気励行 3 短絡に注意 4 過充電に注意
EE-04	蓄電池安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 充電中は、ハッチを開くな。 3 地絡及び短絡に注意せよ。 4 電池室に入る場合は、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 不必要な金属類及び脱落しやすい物を身に付けるな。 (2) 露出部分の多い衣服又はぬれた衣服は、着用するな。 (3) 水素ガスが、室内に存在しないことを確かめよ。 (4) 絶縁靴及び絶縁工具を使用せよ。 (5) 防爆排気栓等を取り外す場合は、電解液かくはん装置を運転し、ゴム手袋を使用せよ。 (6) 地絡絶縁抵抗計の電源を「切」とせよ。 (7) 電池室ハッチ開放前に、電池室と艦内の均圧を確認せよ。

EE-05	電気作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 無電圧を確認するまでは、電気装置及び電路は、通電中と心得よ。 2 活線作業以外は、放電してから作業を行え。 3 活線作業を行う場合、 <ol style="list-style-type: none"> (1) やむを得ない場合以外行なうな。 (2) 担当科長の許可を受け、熟練者の監督を受けよ。 (3) 電源スイッチに配員し、監督者と作業員との通信手段を確保せよ。 (4) 周到な準備を行え。 (5) 作業員は、ゴム手袋及びゴム長靴を着用し、絶縁マットを使用せよ。 4 スwitchを投入するときは、付近の者に知らせてから行え。 5 整備作業中は、電源スイッチに「整備中触るな。」の標識札を掲示せよ。 6 運転中の電気装置の付近で、引火性ガスが発生するガソリン等を使用するな。 7 圧縮空気です掃除するときは、空気の水分を除去し、絶縁ホースを使用せよ。 8 可燃性ガスが発生するおそれがある区画のスイッチは、操作するな。 9 配電盤等の整備作業中は、接地を取れ。 10 不必要な金属類及び脱落しやすい物は、身に付けるな。
EE-07	ス式ジャイロコンパス安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 起動及び停止の操作は、必ず定められた順序に従って行え。 3 内部の整備作業以外は、カバー及びドアを開放するな。 4 制振切断器のスイッチの「切・入」に注意せよ。（MK19を除く。） 5 従羅針儀系統及び発信装置の電源を切るときは、当直士官の許可を受けよ。
EE-08	小型ジャイロコンパスMK 1安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 起動及び停止の操作は、必ず定められた順序に従って行え。 3 内部の整備作業以外は、カバー及びドアを開放するな。 4 IMUの交換は、定められた順序に従って行え。 5 従羅針儀系統及び発信装置の電源を切るときは、当直士官の許可を受けよ。 6 停止後、再起動する場合は、5分間以上待て。
EE-09	消磁自動管制装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 機器の整備作業時は、電源を「切」とし、「整備作業中。触るな。」の標識札を掲示せよ。 3 電源の遮断は、消磁電流を零にしてから行え。
EE-10	応急給電安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急端子と電線の接続を間違えるな。 2 応急電線のコネクタは、慎重に取り扱え（コネクタ式）。 3 敷設電線は、固定せよ。 4 作業員が電路を離れたことを確認した後、通電せよ。 5 通電中の電線及び接続端子には、「危険・通電中」の標識札を掲示せよ。 6 電線を取り外すときは、電源の「切」及び「無電圧」を確かめよ。

EE-12	感電防止安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 無用に電気装置に触るな。 2 裸体又は汗でぬれたまま電気機器を使用するな。 3 感電者を救出するときは、電源の「切」を確かめよ。 4 携帯電気機器は、使用前にケースの接地を確かめよ。
EE-13	ジャイロコンパスOSN-1 (2) 安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 起動及び停止の操作は、必ず定められた順序に従って行え。 3 内部の整備作業以外は、カバー及びドアを開放するな。 4 信号変換増幅部及び従羅針儀系統の電源を切るときは、当直士官の許可を受けよ。 5 信号発信部内の鋭感部を取り扱う場合は、停止後15分間以上待て。(OSN-1) 6 停止後、再起動する場合は、3分間(OSN-2は5分間)以上待て。
EE-14	外部電源防食装置安全守則	<p>入きよ又は潜水作業が行われる場合は、自動制御器及び直流電源装置の電源を「切」とせよ。</p>
EE-16	高圧配電盤安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 ブレーカーやスイッチの「切・入」操作を不用意に行うな。 2 不必要な回路のスイッチは、切れ。 3 スwitchの操作等、片手で操作できるものは、右手で操作せよ。 4 発電機整備作業中は、真空遮断器(VCB)を「断路」の位置にせよ。 5 不用意に扉を開けるな。 6 変流器(CT)二次側試験用端子(CTT)は、開放するな。 7 高圧ヒューズの取替えは、変成器(PT)ユニットを引き出してから行え。 8 整備作業中、他の配電盤から送電されないように措置せよ。 9 内部の整備作業時、可動部分の落下を見落とすな。
EE-17	高圧電気作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧電路の活線作業は、絶対に行うな。 2 無電圧を確認するまでは、電気装置及び電路は、通電中と心得よ。 3 無電圧は、検電器で確認せよ。検電器は、試験をしてから使用せよ。 4 残留負荷がある場合、接地用具にて放電させよ。 放電させる場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業員は、高圧用ゴム手袋及びゴム長靴を使用し、高圧用絶縁マットを使用せよ。 (2) 接地用具は、まず接地側金具を接地母線に接続し、次に電路側金具を各相電路に接続せよ。 (3) 接地用具を取り付けたときは、「短絡接地中」の標識札を掲示せよ。 (4) 検電器で無電圧を確認せよ。 (5) 接地用具を外すには、まず電路側金具を外し、次に接地側金具を外せ。 5 高圧配電盤内又は電路の作業を行う場合、遮断器は「断路」の位置へ引き出せ。 6 作業箇所には、接地用具を使用して、接地を取り付けよ。 7 やむを得ず低圧電路の活線作業を行う場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 担当科長(機関長)の許可を受け、熟練者の監督を受けよ。

		<p>(2) 電源スイッチに監視員を配員し、監督者と作業員との通信手段を確保せよ。</p> <p>(3) 作業員は、高圧用ゴム手袋及びゴム長靴を使用し、高圧用絶縁マットを使用せよ。</p> <p>8 スイッチを投入する時は、付近の者に知らせてから行え。</p> <p>9 整備作業中は、電源スイッチに「整備作業中触るな。」の標識札を掲示せよ。</p> <p>10 運転中の電気装置の付近で、引火性の液体を使用するな。</p> <p>11 圧縮空気で掃除するときは、空気の水分を除去し、絶縁ホースを使用せよ。</p>
EE-18	空気ばね防振支持装置安全守則	<p>1 起動前に、全ての空気ばねの内圧が0.2MPa（2kgf/cm²）以上あることを確認せよ。</p> <p>2 起動前に、油冷却器作動油出入口弁及び補助支持装置戻り弁が、「全開」であることを確認せよ。</p> <p>3 油圧ポンプ起動前に、作動油量及び冷却水量を確認せよ。</p> <p>4 長時間（2週間以上）休止する場合には、機械固縛を行え。</p> <p>5 圧力部に通ずる付属品を取り外すときは、残圧「0」を確認せよ。</p> <p>6 油圧ラムと支持台板の接触面を清掃する際には、手を入れるな。</p>
EE-19	静止型400Hz電源変換装置安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 起動及び停止の操作は、必ず定められた手順に従って行え。</p> <p>3 解列後は、少なくとも10分間は冷却運転を行え。</p> <p>4 電源が「切」であっても整備作業前に放電せよ。</p> <p>5 運転中は、フロロカーボン及び精製水タンクの現量に注意せよ。</p> <p>6 フロロカーボンを補給するときは、換気に注意し、付近で火気を使用するな。</p>
EE-21	航法支援装置NOSN-301Bジャイロコンパス安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 起動及び停止の操作は、必ず定められた手順に従って行え。</p> <p>3 CDU内部の整備作業以外は、カバー及びドアを開放するな。</p> <p>4 INUの交換は、定められた順序に従って行え。</p> <p>5 従羅針儀系統及び発信装置の電源を切るときは、当直士官の許可を受けよ。</p> <p>6 停止後、再起動する場合は、マスターコンパスの運転音の鳴っていないことを確かめよ。</p>
EE-22	小型ジャイロコンパスMK2(B)安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 起動及び停止の操作は、必ず定められた順序に従って行え。</p> <p>3 内部を点検するとき以外は、カバー及びドアを開放するな。</p> <p>4 INUの交換は、定められた順序に従って行え。</p> <p>5 主配電盤、マスタコンパス、シンクロ増幅器の電源を切る場合、信号転換器の切替スイッチを切替える場合及び従配電盤の個別スイッチを「切・入」する場合は、必ず当直士官の許可を受けよ。</p> <p>6 指定角発信を行う場合は、必ず受信器側に連絡を取り、了解を受けてから行え。</p>

		7 停止後、再起動する場合は、30秒以上待て。
ET-01	電子機器安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 感電のおそれのある作業は、絶縁マット及びゴム手袋を使用し、2人以上で行え。 2 電源が「切」であっても整備作業前に放電し、無電圧を確認せよ。 3 高圧を加えたまま、電子管・コンデンサ等の部品を交換するな。 4 過熱、発煙、異臭等の異常を発見したならば、電源を切れ。 5 整備作業のために電源を「切」にしたときは、電源スイッチに標識札を掲示せよ。
ET-02	無線・レーダー送信機及び妨害機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 送信前に、アンテナ付近に作業者がいないことを確かめよ。 2 レーダーアンテナ回転前に、マスト作業をしていないことを確かめよ。 3 アンテナの操作は、必ず当直士官の許可を得て行え。 4 送信前に近距離に存在する艦艇に通報せよ。(港内停泊中)
ET-03	S P Y - 1 レーダー (C I C 室) 安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 当直士官の許可を受けよ。 2 レーダーの電波を発射するときは、次を確認せよ。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人体に対する電波障害防止の安全距離以内に人がいないこと。 (2) 弾薬に対する電波障害防止の安全距離以内に実弾及び実装魚雷を装てんした艦艇及び航空機がいないこと。 3 レーダーの電波を発射中、航空機が2マイル圏内にいる場合は、当該目標を追尾中のアレイ面の発射を直ちに中止せよ。 4 レーダー室との連絡を密にせよ。
ET-04	S P Y - 1 レーダー (レーダー室) 安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 当直士官の許可を受けよ。 2 レーダーの電波を発射するときは、次を確認せよ。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人体に対する電波障害防止の安全距離以内に人がいないこと。 (2) 弾薬に対する電波障害防止の安全距離以内に実弾及び実装魚雷を装てんした艦艇及び航空機がいないこと。 3 レーダーの電波を発射中、航空機が2マイル圏内にいる場合は、当該目標を追尾中のアレイ面の発射を直ちに中止せよ。 4 整備作業を行うときは、2人以上で行え。 5 C I C / C S M C 室との連絡を密にせよ。

4 武器の部

番 号	表 題	掲 示 内 容
0G-03	速射砲安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業指揮は、明確に行え。 2 指定された者のほかは、取り扱うな。 3 旋回及びふ仰は、障害物の無いことを確かめてから行え。 4 動力起動中は、砲尾の下に入るな。 5 射線の安全を確かめよ。 6 不発時の処置は、定められたとおりに行え。 7 機器の作業を行う場合は、電源の「切・入」を確かめよ。 8 砲口をのぞく場合は、薬室に弾の無いことを確かめてから行え。 9 安全環は、射撃、駐退試験及び分解手入れ時以外は外すな。
0G-05	76mm速射砲用高速揚弾薬装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 弾薬包をケースから取り出して、揚げ降ろしするな。 3 弾薬包を挿入し、又は取り出す場合は、確実に足踏みプレートを踏め。 4 サイクルの途中で、揚弾レバーを操作するな。 5 危急停止レバーの緊急操作に備えよ。
0G-06	機関砲安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 旋回及びふ仰は、障害物の無いことを確かめてから行え。 3 砲口をのぞく場合は、薬室に弾の無いことを確かめてから行え。 4 射線方向の安全を確かめよ。 5 不発時の処置は、定められたとおりに行え。
0G-07	小火器（信号拳銃）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 勝手に操作するな。 2 銃口を人に向けるな。 3 装てんしたならば、安全装置を掛けよ。また、安全装置の無い9mm拳銃は、引き金部に指を入れるな。 4 使用前後は、必ず薬室内を点検せよ。
0G-08	射撃指揮装置FCS-2型(CIC室、射撃管制室)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 電波及びレーザー光の発射時は、方位盤付近及び指向方向の安全を確かめよ。 3 砲を自動で操縦するときは、砲台の安全を確かめよ。 4 射線方向の安全を確かめよ。 5 砲（ランチャー）に実弾を給弾（装てん）した場合は、標識札を掲示せよ。 6 ミサイル搭載及び装てん中は電波を出すな。 7 ミサイルを発射するときは、ランチャー付近の安全を確かめよ。 8 レーザー装置を作動するときは <ol style="list-style-type: none"> (1) 艦長の許可を得よ。 (2) 4000ヤード以内の艦船、航空機及び陸上施設に指向するな。 (3) レーザー光の発射時は、保護めがねを使用せよ。
0G-09	射撃指揮装置FCS-2型(方位盤)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 方位盤に上がるときは <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全スイッチ（動力）を「切」とせよ。

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 安全スイッチ（送信）を「切」とせよ。 (3) コンソール、送信機及び「安全」スイッチに標識札を掲示せよ。 (4) 電波障害に注意せよ。
0G-10	射撃指揮装置F CS-2型(射撃 レーダー機器室) 安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 電波の発射時は、方位盤付近及び指向方向の安全を確かめよ。 3 電圧電源に注意せよ。
0G-11	62口径76mm速射 砲(砲側)安全守 則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 動力起動中は、砲に近づくな。 3 砲かく内に入るときは <ul style="list-style-type: none"> (1) 「砲かく内立入中」スイッチを「入」とせよ。 (2) 管制盤及び「砲かく内立入中」スイッチに標識札を掲示せよ。 4 駐退・復座作業を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 駐退ジャッキ操作員及びフック解放操作員の配置を確かめよ。 (2) センターコラム内の安全を確かめよ。 (3) 作業指揮は、明確に行え。 5 不発時の処置は、定められたとおりに行え。 6 砲機の整備作業は、危険な状態を取り除いてから行え。 7 警報ベルが鳴ったならば、砲かくから離れよ。
0G-12	62口径76mm速射 砲(給弾室)安全 守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 作業指揮は、明確に行え。 2 指定された者のほかは、給弾室に立ち入るな。 3 弾薬が格納されている場合は <ul style="list-style-type: none"> (1) 火気厳禁 (2) 標識札を掲示せよ。 (3) 温度及び湿度に注意せよ。 (4) 異常を認めた場合は、直ちに主管者（又は当直士官）に報告せよ。 4 砲を起動するときは、砲台の安全を確かめよ。 5 回転給弾機の作動中の給弾には注意せよ。 6 実弾を給弾したまま、整備作業を行うな。
0G-13	54口径5インチ 単装速射砲(揚弾 機)安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 給弾機の作動中の給弾には注意せよ。 2 給弾機及び下部揚弾機モーターを停止した場合は、必ず排圧せよ。
0G-14	高性能20mm機関 砲(砲側)安全守 則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 動力起動中は <ul style="list-style-type: none"> (1) 砲に近づくな。 (2) 電波障害に注意せよ。 3 給弾作業中は <ul style="list-style-type: none"> (1) 火気厳禁 (2) 電波のふく射に注意せよ。 (3) 管制盤に標識札を掲示せよ。 4 不発時の処置は、定められたとおりに行え。 5 実弾を給弾したまま、整備作業を行うな。

		6 砲口をのぞく場合は、薬室に弾の無いことを確かめてから行え。
OG-15	高性能20mm機関砲（管制室、C I C室）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 砲を操縦するとき及び電波を発射するときは、砲側の安全を確かめよ。 3 給弾作業中は <ol style="list-style-type: none"> (1) 電波を発射するな。 (2) 砲を作動させるな。 4 発砲するときは、射線方向の安全を確かめよ。 5 砲に実弾を給弾した場合は、標識札を掲示せよ。 6 整備等のため機側で砲台を操作する場合、警報ベルを鳴らし、砲台の安全を確かめよ。
OG-16	チャフロケットシステム（ランチャー）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 チャフ（デコイ）弾が装てんされている場合は、標識札を掲示せよ。 3 チャフ（デコイ）弾が装てんされている場合は、射線上に立つな。 4 チャフ（デコイ）弾発射時は、安全な場所に退避せよ。 5 運弾作業中は、電波のふく射に注意せよ。 6 ランチャーとその付近で作業を始める前には、安全スイッチの「SAFE」及びモニターランプの点灯を確かめよ。
OG-17	チャフロケットシステム（艦橋、C I C室）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 チャフ（デコイ）弾が装てんされている場合は、標識札を掲示せよ。 3 チャフ（デコイ）弾を発射するときは <ol style="list-style-type: none"> (1) 警報を鳴らせ。 (2) 射界の安全を確かめよ。 (3) ランチャー付近の安全を確かめよ。
OG-18	チャフロケットシステム（チャフ機器室）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 火気厳禁 3 高圧電源に注意せよ。
OG-19	チャフ弾安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 艦上で分解及び組立てを行うな。 2 衝撃及び熱を与えるな。 3 取扱中は <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気厳禁 (2) 関係者以外は、近づくな。 (3) 監視員を配員せよ。 (4) 電波のふく射に注意せよ。
OG-20	揚弾装置（チャフ（デコイ）弾、20mm弾薬包、FAJ）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 金属容器から取り出して、揚げ降ろしするな。 3 振動や衝撃を与えるな。 4 規定以上の荷重を掛けるな。 5 安全帽を装着せよ。
OG-23	54口径127mm速射砲（砲側）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業指揮は、明確に行え。 2 動力起動中は、砲に近づくな。 3 砲かく内に入るときは <ol style="list-style-type: none"> (1) 砲安全スイッチを「切」（取外状態）とせよ。

		<p>(2) 砲台長管制盤に「砲かく内立入中」の標識札を掲示せよ。</p> <p>4 不発時の処置は、定められたとおりに行え。</p> <p>5 砲機の整備作業は、危険な状態を取り除いてから行え。</p> <p>6 警報ベルが鳴ったならば、砲かくから離れよ。</p>
0G-24	54口径127mm速射砲（給弾室）安全守則	<p>1 指定された者のほかは、給弾室に立ち入るな。</p> <p>2 弾薬が給弾ドラムにある場合は</p> <p>(1) 火気厳禁</p> <p>(2) 温度及び湿度に注意せよ。</p> <p>(3) 異常を認めた場合は、直ちに主管者（又は当直士官）に報告せよ。</p> <p>3 砲を起動する場合は、砲台の安全を確かめよ。</p> <p>4 弾薬を給弾したまま整備作業を行うな。</p>
0G-25	射撃指揮装置（アンテナ室）安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 アンテナアレイ室に入る前に、必ず安全スイッチ「送信」を「切」とせよ。</p>
0G-26	射撃指揮装置（アンテナ機器室）安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 整備作業時は、必ず配電盤を「切」とせよ。</p> <p>3 過熱、発煙、異臭等の異常を発見したならば、直ちに整流電源のスイッチを「切」とせよ。</p>
0G-27	射撃指揮装置（熱交換器室）安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 整備作業時、必ず配電盤を「切」とせよ。</p> <p>3 整備作業後の操作において、異音、液漏れ等の異常を発見したならば、直ちに冷却器の電源ブレーカーを「切」にせよ。</p> <p>4 ドレン操作時、ドレンの高圧に注意して、徐々に「閉」にせよ。</p>
0G-28	射撃指揮装置（C I C室）安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 E/O照準器作動前に、E/O支筒部付近に人がいないことを確かめよ。</p> <p>3 送信前</p> <p>(1) 上甲板に人がいないことを確認せよ。</p> <p>(2) 僚艦等が、200m以上離れていることを確認せよ。</p> <p>(3) 送信警報灯を点灯させよ。</p>
0G-29	射撃指揮装置（E/O支筒部）安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 E/O支筒部に上がる時</p> <p>(1) 電波が、送信されていないことを確認せよ。</p> <p>(2) C I C室、アンテナ機器室及びE/O支筒部安全スイッチに、「整備作業中」の標識札を掲示せよ。</p> <p>(3) 安全スイッチ「動力」を「切」にせよ。</p> <p>(4) ブレーキ開放スイッチ「ブレーキ」を「入」にせよ。</p>
0G-30	砲弾薬積込装置安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 装薬包をケースから取り出して、揚げ降ろしするな。</p> <p>3 搭載口と弾庫との通信手段を設定せよ。</p> <p>4 ワイヤの緊張に注意せよ。</p>
0G-31	妨害弾（E J弾）	<p>1 艦上で分解及び組立てを行うな。</p>

	安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 2 振動及び衝撃を与えるな。 3 運搬するときは、展開翼の部分を持つな。 4 取扱中は <ul style="list-style-type: none"> (1) 火気厳禁 (2) 関係員以外は近づくな。 (3) 監視員を配員せよ。 (4) 電波のふく射に注意せよ。 5 展開翼外周バンドを取り外す場合は、ランチャーに展開翼を少し挿入した状態で行え。 6 ハンドルキーを取り外すときは、射線上に立つな。
0G-32	62口径 5 インチ 砲（揚弾機）安全 守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 給弾機の作動中の給弾には注意せよ。 2 上部及び下部油圧ユニットを停止した場合は、必ず排圧せよ。
0G-33	62口径 5 インチ 砲（砲側）安全守 則	<ul style="list-style-type: none"> 1 作業指揮は、明確に行え。 2 動力起動中は、砲に近づくな。 3 砲塔内に入るときは <ul style="list-style-type: none"> (1) UPPER ACCUMULATOR SAFETYスイッチを「SAFE」（取外状態）とせよ。 (2) 砲台長管制盤に「砲塔内立入中」の標識札を掲示せよ。 4 不発時の処置は、定められたとおりに行え。 5 砲機の整備作業は、危険な状態を取り除いてから行え。 6 警報ベルが鳴ったならば、砲塔から離れよ。
0G-34	62口径 5 インチ 砲（給弾室）安全 守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、給弾室に立ち入るな。 2 弾薬が給弾ドラムにある場合は <ul style="list-style-type: none"> (1) 火気厳禁 (2) 温度及び湿度に注意せよ。 (3) 異常を認めた場合は、直ちに主管者（又は当直士官）に報告せよ。 3 砲を起動する場合は <ul style="list-style-type: none"> (1) 旋回ベルを鳴らせ。 (2) 砲台の安全を確かめよ。 4 弾薬を給弾したまま整備作業を行うな。
0G-35	射撃指揮装置G CS（CIC室） 安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 砲を作動させるときは、砲台の安全を確かめよ。 3 射線方向の安全を確かめよ。 4 砲に実弾を給弾した場合は、標識札を掲示せよ。
0G-36	光学照準装置O SS（CIC室） 安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 光学照準装置を作動させるときは、機側の安全を確かめよ。 3 射線方向の安全を確かめよ。 4 レーザー装置を作動させるときは、50ヤード以内の艦船、船体構造物に指向するな。
0G-37	光学照準装置O SS（光学照準装	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 電圧電源に注意せよ。

	置機器室)安全守則	
0G-38	光学照準装置OSS(機側)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 機器の作業を行うときは <ol style="list-style-type: none"> (1) SAFETY SWITCH ASSEMBLYのスイッチを「DISABLE」とせよ。 (2) コンソール及びSAFETY SWITCH ASSEMBLYに標識札を掲示せよ。
0G-39	機関銃安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 旋回及びふ仰は、障害物のないことを確かめてから行え。 3 銃口をのぞく場合は、薬室に弾のないことを確かめてから行え。 4 射線方向の安全を確かめよ。 5 不発時の処置は、定められたとおりに行え。
0G-40	短SAMシステム3型(熱交換器室)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 整備作業後、異音、液漏れ等の異状の有無を確認せよ。
0G-41	短SAMシステム3型(CIC)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 電波を出す時は、アンテナ付近に人がいないことを確かめよ。 3 ミサイル搭載及び装てん中は電波を出すな。 4 ミサイルを発射するときは、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 射界の安全を確かめよ。 (2) 発射警報を鳴らせ。 (3) ランチャー付近の安全を確かめよ。 5 ランチャーに実弾を装てんした場合は、標識札を掲示せよ。
0G-42	短SAMシステム3型(アンテナアレイ室)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 レーダーアンテナ、イルミネーターアンテナの操作調整をする前には、 <ol style="list-style-type: none"> (1) アンテナアレイ室の安全スイッチ送信「切」(整備中)とせよ。 (2) ジャッキによりアンテナを移動するときは、各部のかん合を確認し、2人以上で行え。 (3) コンソールに標識札を掲示せよ。 3 高圧電源に注意せよ。
0G-43	短SAMシステム3型(射撃レーダー機器室)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 高圧電源に注意せよ。
0G-44	短SAMシステム3型(E/O照準器)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 E/O照準器を整備点検時は、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全スイッチ駆動「切」(整備中)とせよ。 (2) コンソール及び光学信号制御器に標識札を掲示せよ。 (3) 電波障害に注意せよ。
WT-01	ミサイル射撃指揮装置MK74(方	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 方位盤に上がるときは

	方位盤) 安全守則	<p>(1) 方位盤管制室に標識札を掲示せよ。</p> <p>(2) 非常停止スイッチを「非常停止」とせよ。</p> <p>(3) 警報ベルが鳴ったならば、方位盤から離れよ。</p> <p>(4) 墜落制止用器具を装着せよ。</p> <p>3 整備作業を行うときは、</p> <p>(1) 2人以上で作業せよ。</p> <p>(2) 方位盤管制室の電源スイッチを「切」にしたときは、電源室スイッチに標識札を掲示せよ。</p> <p>(3) 電波障害及び危険防止のため、方位盤管制室との連絡を密にせよ。</p>
WT-02	ミサイル射撃指揮装置MK74(レーダー室)安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 レーダー室に入るときは、方位盤管制室に標識札を掲示せよ。</p> <p>3 整備作業を行うときは、</p> <p>(1) 2人以上で作業せよ。</p> <p>(2) 電波障害に注意せよ。</p>
WT-03	ミサイル射撃指揮装置MK74(方位盤管制室)安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 方位盤を起動するときは</p> <p>(1) 標識札が掲示されていないことを確かめよ。</p> <p>(2) 警報ベルを鳴らせ。</p> <p>(3) 危険区域に、人や障害物が無いことを確かめよ。</p> <p>3 レーダーの電波を発射するときは</p> <p>(1) RADHAZ警報装置のスイッチを「入」とせよ。</p> <p>(2) 弾火薬又は燃料搭載中の艦艇に向けるな。</p> <p>(3) 500ヤード以内の艦艇等に向けるな。</p> <p>4 整備作業を行うときは</p> <p>(1) 2人以上で作業せよ。</p> <p>(2) 関連機器(回路)の安全装置が、正常であることを確かめよ。</p>
WT-04	ミサイル射撃指揮装置MK74(計算機室)安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 整備作業を行うときは</p> <p>(1) 2人以上で作業せよ。</p> <p>(2) 関連各室との連絡を密にせよ。</p> <p>(3) スイッチボードのAJRスイッチを「MANUAL」とせよ。</p>
WT-05	テレメータ装置(ミサイル評価装置)安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 アンテナを起動するときは、危険区域に人や障害物の無いことを確かめよ。</p> <p>3 整備作業を行うときは、2人以上で作業せよ。</p>
WT-06	ターターランチャーMK13(管制室)安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 ランチャーを起動するときは</p> <p>(1) 機側の安全を確かめよ。</p> <p>(2) 標識札が掲示されていないことを確かめよ。</p> <p>(3) 警報ベルを鳴らせ。</p> <p>(4) 危険区域に、人や障害物が無いことを確かめよ。</p> <p>3 整備作業を行うときは</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 2人以上で作業せよ。 (2) 関連機器（回路）の安全装置が正常であることを確かめよ。
WT-07	ターターランチャーMK13(マガジン内筒)安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 マガジン内筒に入るときは <ul style="list-style-type: none"> (1) ランチャー管制室に「マガジン内筒立入中」の標識札を掲示せよ。 (2) SMF 2、SMX17、SMX18、SMY10（SMF 2、SMX11）の各スイッチを「SAFE」とし、キー（ハンドル）を抜いて本人が保管せよ。 (3) CO₂消火系のバルブを閉め、本人が鍵を携行し、出たときはこのバルブを開け。 (4) 火気厳禁 2 整備作業を行うときは、2人以上で作業せよ。 3 高圧配管及びアキュームレーター装置を取り外すときは <ul style="list-style-type: none"> (1) 圧力を抜いてから取り外せ。 (2) 安全めがねを装着せよ。
WT-08	ターターランチャーMK13(マガジン外筒)安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 マガジン外筒に入るときは <ul style="list-style-type: none"> (1) ランチャー管制室に標識札を掲示せよ。 (2) SMF 2、SMX17、SMX18及びSMY10の各スイッチを「SAFE」とし、ハンドルを抜いて本人が保管せよ。 (3) CO₂消火系のバルブを閉め、本人が鍵を携行し、出たときは必ずこのバルブを開け。 (4) 火気、油類及び責任者が許可した物品以外の物を持ち込むな。 2 マガジン外筒に入ったならば <ul style="list-style-type: none"> (1) ミサイルに衝撃を与えるな。 (2) 注水装置ノズルに物を落としたり、力を加えたりするな。 3 整備作業を行うときは、2人以上で作業せよ。 4 高圧配管及びアキュームレーター装置を取り外すときは <ul style="list-style-type: none"> (1) 圧力を抜いてから取り外せ。 (2) 安全めがねを装着せよ。
WT-10	ターターランチャーMK13（機側）安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 関係員以外は、ランチャーに近づくな。 2 ランチャー付近で作業するときは <ul style="list-style-type: none"> (1) ランチャー管制室に「ランチャー内立入中」の標識札を掲示せよ。 (2) SMF 2、SMX17、SMX18、SMY10（SMF 2、SMX11）の各スイッチを「SAFE」とし、キー（ハンドル）を抜いて本人が保管せよ。 (3) 警報ベルが鳴ったならば、ランチャーから離れよ。 3 ミサイル発射時は、安全な場所に退避せよ。
WT-17	ミサイル揚弾装置安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 揚弾口付近に安全監視員を配員せよ。 3 上部と下部操作員は、連絡を密にせよ。
WT-18	ミサイル射撃指揮装置FC S-2型（射撃管制	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 電波を出すときは、方位盤付近の安全を確かめよ。 3 ミサイル搭載及び装てん作業中は、電波を出すな。

	室) 安全守則	<p>4 砲、ランチャー及び光学照準機を遠隔管制するときは、砲かく内及び砲側等の安全を確かめよ。</p> <p>5 ミサイルを発射するときは、</p> <p>(1) 射界の安全を確かめよ。</p> <p>(2) 発射警報を鳴らせ。</p> <p>(3) ランチャー付近の安全を確かめよ。</p> <p>6 発砲するときは、射線方向の安全を確かめよ。</p> <p>7 ランチャー(砲)に、実弾を装てん(給弾)した場合は、標識札を掲示せよ。</p> <p>8 レーザー装置を作動するときは、</p> <p>(1) 艦長の許可を得よ。</p> <p>(2) 指向方向の安全を確かめよ。</p> <p>(3) 4000ヤード以内の艦船、航空機及び陸上施設に指向するな。</p>
WT-19	ミサイル射撃指揮装置FCS-2型(方位盤)安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 方位盤に上がるときは、電波障害に注意せよ。</p> <p>3 レドーム内に入るときは</p> <p>(1) 安全スイッチ(動力)を「切」とせよ。</p> <p>(2) 安全スイッチ(送信)を「切」とせよ。</p> <p>(3) 定められた場所以外に力を加えるな。</p> <p>(4) コンソール、送信機及び安全スイッチに標識札を掲示せよ。</p>
WT-20	ミサイル射撃指揮装置FCS-2型(射撃レーダー機器室)安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 高圧電源に注意せよ。</p> <p>3 電波障害に注意せよ。</p>
WT-21	光学照準機OPT-2-12(機側)安全守則	<p>1 指定された者のほか、取り扱うな。</p> <p>2 乗降するときは、係止スイッチに係止せよ。</p> <p>3 シートベルトを着用せよ。</p> <p>4 機器の作業を行うときは</p> <p>(1) 安全スイッチ(動力)を「切」とせよ。</p> <p>(2) 安全スイッチ及び管制室に標識札を掲示せよ。</p> <p>5 レーザー装置を作動するときは</p> <p>(1) 艦長の許可を得よ。</p> <p>(2) 防護めがねを着用せよ。</p> <p>(3) 指向方向の安全を常時確かめよ。</p> <p>(4) 4000ヤード以内の艦船、航空機及び陸上施設に指向するな。</p>
WT-22	光学照準機OPT-2-12(艦橋)安全守則	<p>レーザー装置を作動させるときは</p> <p>1 露天甲板で作業をする者は、防護めがねを着用せよ。</p> <p>2 無用の者は、露天甲板に出すな。</p> <p>3 可視距離内の艦船及び航空機に通報せよ。</p> <p>4 4000ヤード以内の艦船、航空機及び陸上施設に指向するな。</p>
WT-24	艦対艦ミサイル	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p>

	装置(機側)安全 守則	<ol style="list-style-type: none"> 2 イグニッション・ケーブル及びコントロール・ケーブルの着脱時は <ol style="list-style-type: none"> (1) 電源の「切」を確かめよ。 (2) 電源スイッチに標識札を掲示せよ。 (3) ショートニングプラグ装着まで、電磁波を放射するな。 3 ミサイルが装てんされている場合は、標識札を掲示せよ。 4 ミサイル発射時は、安全な場所に退避せよ。 5 機器の作業を行う場合は、イグニッション・ケーブル及びコントロール・ケーブルを外した後行え。
WT-25	艦対艦ミサイル 装置(S S M機器 室、C I C室)安 全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 ミサイルを発射するときは <ol style="list-style-type: none"> (1) ランチャー付近の安全を確かめよ。 (2) 発射警報を鳴らせ。 (3) 射界の安全を確かめよ。 3 ミサイルが装てんされている場合は、掲示せよ。 4 機器の作業を行う場合は、イグニッション・ケーブル及びコントロール・ケーブルを外した後行え。
WT-26	艦対艦ミサイル 安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 艦上で分解及び組立てを行うな。 2 アースは常時取れ。 3 取扱中は <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気厳禁 (2) 関係者以外は近づくな。 (3) 監視員を配員せよ。 (4) 消火ホースに充水し、消火員を配員せよ。 (5) 静電気及び衝撃を与えるな。 4 誤ってミサイルを落としたときは、直ちに主管者(又は当直士官)に報告せよ。
WT-27	目標指示装置(D A C/W A C、W C P)安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 砲、ランチャーに弾薬包及びミサイルが装てんされている場合は、標識札を掲示せよ。 2 射線方向の安全を確かめよ。
WT-28	ミサイル発射装 置3型安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 ランチャー始動前に障害物が無いことを確かめよ。 2 ミサイル装てん及び抜弾作業中は <ol style="list-style-type: none"> (1) DCUモードとし、DCUに配員せよ。 (2) 「SAFE/OPERATE」スイッチを「SAFE」とせよ。 3 ミサイルが装てんされている場合は、「装てん中」の標識札を掲示せよ。 4 ミサイルを発射するときは、安全な場所に退避せよ。 5 機器の作業を行う場合は、「SAFE/OPERATE」スイッチの「SAFE」を確かめ、ランチャー管制室に「整備作業中」の標識札を掲示せよ。
WT-29	S S M簡易式洋 上給弾装置安全 守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業中は、関係者以外近づくな。 2 衝撃や振動を与えるな。 3 安全使用荷重を超えて使用するな。
WT-30	短S A M誘導弾	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全使用荷重を超えて使用するな。

	自動装てん装置 (ホイスト)安全 守則	<p>2 ホイストを使用するときは、</p> <p>(1) 油圧回路の油圧を確認し、作動を確かめよ。</p> <p>(2) 無負荷で各部の作動試験を行い、異常の無いことを確かめよ。</p> <p>3 重量物の下に入るな。</p> <p>4 重量物の降下は、静かに行え。</p> <p>5 艦の動揺に備えよ。</p> <p>6 ホイスト操作ユニットのコネクターを着脱する場合は、油圧ユニットを停止せよ。</p>
WT-31	短SAM誘導弾 自動装てん装置 (弾庫ドア)安全 守則	<p>1 安全使用荷重を超えて使用するな。</p> <p>2 弾庫ドア開放前に障害物が無いことを確かめよ。</p> <p>3 弾庫ドアを起動するときは</p> <p>(1) 警報ブザーを鳴らせ。</p> <p>(2) 可動範囲内を立入禁止とし、安全を確認せよ。</p> <p>4 艦の動揺に備えよ。</p> <p>5 異音を発したならば、停止せよ。</p> <p>6 異常を認めた場合は、直ちに主管者(又は当直士官)に報告せよ。</p>
WT-32	短SAM誘導弾 自動装てん装置 安全守則	<p>1 装てん作業中は、障害物の無いことを確かめてから行え。</p> <p>2 風浪階級「3」を超えたときは、装てん及び抜弾を行うな。</p> <p>3 ランチングレールのみ装てん及び抜弾を行うな。</p> <p>4 GMLSの結合ガイドが自動装てん位置にあることを確認せよ。</p> <p>5 給弾、装てん及び抜弾作業中は</p> <p>(1) 火気厳禁</p> <p>(2) 監視員を配員せよ。</p> <p>(3) 電波の照射に注意せよ。</p> <p>6 衝撃や振動を与えるな。</p> <p>7 油量、油温及び油圧に注意せよ。</p> <p>8 異常を認めた場合は、直ちに主管者(又は当直士官)に報告せよ。</p>
WT-33	垂直発射装置M K48(区画)安全 守則	<p>1 火気厳禁</p> <p>2 指定された者以外区画内に入るな。</p> <p>3 散水装置等の付属装置は、常に完全な状態に保て。</p> <p>4 異常を認めた場合は、直ちに主管者(又は当直士官)に報告せよ。</p>
WT-34	垂直発射装置M K48(機側)安全 守則	<p>1 キャニスタのコネクターを着脱するときは</p> <p>(1) 電源の「切」を確かめよ。</p> <p>(2) 電源スイッチに「コネクター着脱作業中」の標識札を掲示せよ。</p> <p>(3) 「SAFE/OPERATE」スイッチを「SAFE」とせよ。</p> <p>2 ミサイルが装てんされている場合は、「装てん中」の標識札を掲示せよ。</p> <p>3 ミサイル発射時は、安全な場所に退避せよ。</p> <p>4 機器の作業を行う場合は、「SAFE/OPERATE」スイッチの「SAFE」を確かめ、第2VLS機器室に「垂直発射装置内立入中」の標識札を掲示せよ。</p>
WT-36	垂直発射装置M K41(弾庫)安全	<p>1 VLSキャニスタの揚降弾作業をするときは</p> <p>(1) VLS機器室に「垂直発射装置内立入中」の標識札を掲示せよ。</p>

	守則	<p>(2) 関連各所との連絡を密にせよ。</p> <p>2 アンビリカル・ケーブルの着脱時は</p> <p>(1) 電源の「切」を確かめよ。</p> <p>(2) 電源スイッチに「アンビリカル・ケーブル着脱作業中」の標識札を掲示せよ。</p> <p>(3) 「CANISTER SAFE/OPERATE」スイッチを「SAFE」とせよ。</p> <p>(4) 前もってキャニスタにアースを取れ。</p> <p>3 アンビリカル・ケーブル及びディルージ・ホースの装着時は、適切なキャニスタに接続していることを確かめよ。</p> <p>4 すべてのセルにキャニスタ又はプレナム・セル・カバーが装てんされていることを確かめよ。</p> <p>5 ミサイルを格納したキャニスタが装てんされている場合は、VLS機器室及びCSMC室に「装てん中」の標識札を掲示せよ。</p> <p>6 ミサイルを発射するときは、庫外に退避せよ。</p>
WT-37	垂直発射装置MK41(機側)安全守則	<p>1 関係者以外は、ランチャー上部に上がるな。</p> <p>2 ランチャー上部で作業するときは</p> <p>(1) VLS機器室に「垂直発射装置内立入中」の標識札を掲示せよ。</p> <p>(2) LOCAL STATUSパネルのCONTROLスイッチを「LOCAL」、POWERSTRIKE DOWNスイッチを「OFF」とし、キーを抜いて本人が保管せよ。</p> <p>3 VLSキャニスタの揚降弾作業をするときは</p> <p>(1) 関連各所との連絡を密にせよ。</p> <p>(2) ストライクダウンモードとし、「SAFETY OBSERVER SWITCH」に配員せよ。</p> <p>4 セル又はアップテイクハッチを開けるときは、危険区域に人がいないことを確かめよ。</p> <p>5 発射警報が鳴ったならば、安全な場所に退避せよ。</p>
WT-38	ミサイル射撃指揮装置MK99(方位盤)安全守則	<p>1 方位盤に上がるときは</p> <p>(1) CICの管制盤に「方位盤作業中」の標識札を掲示せよ。</p> <p>(2) ANTENNA DISABLEスイッチを「OFF」とせよ。</p> <p>(3) 墜落制止用器具及び安全帽を装着せよ。</p> <p>(4) 定められた場所以外に力を加えるな。</p> <p>2 整備作業を行うときは</p> <p>(1) 2人以上で作業せよ。</p> <p>(2) 電波障害及び危険防止のため、CIC室/CSMC室との連絡を密にせよ。</p>
WT-39	ミサイル射撃指揮装置MK99安全守則	<p>整備作業を行うときは</p> <p>1 2人以上で作業せよ。</p> <p>2 電波障害に注意せよ。</p> <p>3 CIC室・CSMC室との連絡を密にせよ。</p>
WT-40	ミサイル射撃指	<p>1 電波を発射するときは、「方位盤作業中」の掲示が無いことを確かめよ。</p>

	揮装置MK99(C I C室)安全守則	<p>2 ミサイルを発射するときは</p> <p>(1) ランチャー付近及びV L S弾庫の安全を確かめよ。</p> <p>(2) 発射警報を鳴らせ。</p> <p>(3) 射線の安全を確かめよ。</p>
WT-41	V L Sストライクダウクレーン安全守則	<p>1 規約信号は、明確に行え。</p> <p>2 無負荷で各部の作動試験を行い、異常の無いことを確かめよ。</p> <p>3 重量物には、控索を取れ。</p> <p>4 重量物の下に入るな。</p> <p>5 関係者以外は、ストライクダウクレーン旋回範囲内に入るな。</p> <p>6 重量物の揚げ降ろし及び旋回は、静かに行え。</p> <p>7 安全使用荷重を超えて使用するな。</p> <p>8 艦の動揺に備えよ。</p>
WT-42	ミサイル評価装置(追尾アンテナ)安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 追尾アンテナに入るときは、信号処理機及び安全スイッチに標識札を掲示せよ。</p>
OT-02	水中発射管安全守則	<p>1 次の事項は、艦長の許可を受けよ。</p> <p>(1) 発射気蓄器への装気</p> <p>(2) Aケーブルの着脱</p> <p>2 Aケーブルの装着前に、端子に電圧がないことを確かめよ。</p> <p>3 装てん中は、標識札を掲示せよ。</p> <p>4 装気及び排水の場合は、必ず圧力計を注意せよ。</p> <p>5 後扉を開く前に、次の事項を確かめよ。</p> <p>(1) 前扉の閉鎖</p> <p>(2) 残圧及び残水の無いこと。</p> <p>(3) 防水扉の閉鎖</p> <p>(4) 給排気弁のベント</p> <p>(5) 調定コネクターの脱(89式魚雷(B)の場合)</p> <p>6 発射時は、可動部分に触れるな。</p>
OT-05	水上発射管安全守則	<p>1 次の事項は、艦長の許可を受けよ。</p> <p>(1) 発射管への装気</p> <p>(2) 発射押しボタンカバーの解錠</p> <p>(3) アーミングワイヤーの係止</p> <p>2 装てん中は</p> <p>(1) 火気厳禁</p> <p>(2) 発射管の温度が54℃を超えたならば冷却せよ。</p> <p>(3) 標識札を掲示せよ。</p> <p>3 発射時には、発射管の後方に近づくな。</p> <p>4 空打ち試験は</p> <p>(1) 当直士官に届けよ。</p> <p>(2) 規定圧力で行え。</p> <p>(3) 前方に人や障害物の無いことを確かめよ。</p> <p>5 装気中は、標識札を掲示せよ。</p>

		6 発射管への装気及び空打ち試験は、管口防水蓋を取り外したことを確認の後、行え。
OT-06	長魚雷（89式、89式（B））安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 衝撃を与えるな。 3 縦横舵及び推進器に触れるな。 4 プロペラガードの取外しは、装てん直前に行え。 5 魚雷の試験は、発射管に装てんして行え。架台上で、魚雷の試験をするな。 6 架台上の魚雷は、起爆装置を定所に格納せよ。 7 起爆装置、Aケーブルの着脱は、艦長の許可を受けよ。 8 起爆装置の装着前に、均圧及び全端子の無電圧を確かめよ。 9 燃料漏れを発見したならば、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 直ちに主管者（又は当直士官）に報告せよ。 (2) 燃料は有害であるので <ol style="list-style-type: none"> ア 蒸気を吸うな。 イ 皮膚への直接接触を避けよ。 ウ こぼれた燃料は、ウエスで拭き取り、ウエスは、大量の水又は密閉容器の中に保管せよ。 エ 燃料室の逃気作業の必要が生じた場合は、保護用具を装着して行え。
OT-07	魚雷昇降装てん横移動装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 作動は、可動部に人又は障害物の無いことを確かめてから行え。 3 上昇中の受台の下に入るな。 4 昇降受台の作動は、平行傾斜表示器の表示を確かめて行え。 5 架台ストッパーを「嵌」又は「脱」にするときは、確実に終端まで操作せよ。 6 魚雷を横移動するときは、起倒式装てんころの転倒を確かめよ。
OT-08	魚雷搭載安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 上甲板と艦内との連絡手段を確かめよ。 2 積込索、安全索等を緩める場合は、ストッパー及び固定バンドが確実に効いていることを確かめよ。 3 魚雷の前部又は下部には絶対入るな。
OT-09	機雷敷設装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 装置とその付近で、作業を始める前には、機雷の係止を確かめよ。 3 機器の作業を行う場合は、電源の「切・入」を確かめよ。 4 装置始動前に、投下警報ベルを鳴らし、装置付近に障害物の無いことを確かめよ。 5 警報装置が作動したならば、直ちに、非常押しボタンを押せ。
OT-10	短魚雷（MK46）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 雷体に傷を付けるな（小さな傷も性能を悪化させる。）。 2 先端保護カバー及びプロペラガードは、指示なく外すな。 3 アースは、常時とれ。 4 燃料漏れを発見したならば <ol style="list-style-type: none"> (1) 直ちに主管者（又は当直士官）に報告せよ。

		<p>(2) 燃料は有害であるので</p> <p>ア 直接燃料に触れるな。</p> <p>イ 気化ガスを吸うな。</p> <p>5 起爆装置は、表示窓に「A」が表示されている場合、次のことに注意せよ。</p> <p>(1) 衝撃を与えるな。</p> <p>(2) 魚雷から取り外すな。</p> <p>(3) 直ちに主管者（又は当直士官）に報告するとともに、自滅スイッチを「リカバー」の位置とせよ。</p> <p>6 揚収時に、排気ガスを吸うな。</p> <p>7 揚収後、艦上手入れを実施する際は、指定された防護服等を着用せよ。</p>
OT-11	S P A T安全守則	<p>1 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>2 水平な状態で格納せよ。</p> <p>3 制御舵^{かじ}及びプロペラに触れるな。</p> <p>4 ケーブルの着脱は、ぬれた手で行うな。</p> <p>5 衝撃を与えるな。</p> <p>6 ジャイロの発動は、艦が定針した後に行え。</p> <p>7 投入時、プロペラが回転したならば、15秒以内に投入せよ。</p> <p>8 投入時及び揚収時は、ハイドロフォンに注意せよ。</p> <p>9 救命胴衣を装着せよ。</p>
OT-12	機雷庫扉（機雷投下扉）安全守則	<p>1 当直士官の許可を受けよ。</p> <p>2 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>3 指揮官の令により開閉せよ。</p> <p>4 油圧装置の起動前に作動油量及び冷却水の通水を確認せよ。</p> <p>5 艦尾外側及び機雷庫内の状況を確認せよ。</p> <p>6 扉開閉時は、警報ベルを鳴らせ。</p> <p>7 異常を察知した場合は、直ちに非常ボタンを押せ。</p>
OT-13	A T P（エアータービンポンプ）発射時安全守則	<p>1 発射警告灯が点灯中は、下部区画に入るな。</p> <p>2 下部区画で作業中、発射警告灯が点灯したら、速やかに退去せよ。</p> <p>3 発射警告灯が点灯中に下部区画に入る場合は、艦長の許可を受けよ。</p>
OT-14	潜水艦用魚雷搭載装置安全守則	<p>1 指定された者以外は、取り扱うな。</p> <p>2 自動制御モードでの運転中は、常に「非常停止」スイッチに手をかけよ。</p> <p>3 異常発生時の停止は、必ず「非常停止」で行え。</p> <p>4 周囲に受台本体の傾斜作動の妨げとなるものが無いことを確認せよ。</p> <p>5 脚部の固定装置^{かかん}の嵌合を確認せよ。</p>
OL-02	アスロックランチャー安全守則	<p>1 次の事項は、艦長の許可を受けよ。</p> <p>(1) 安全・発射ハンドルの解錠</p> <p>(2) ミサイルコネクターとMK29ケーブルの接続</p> <p>(3) ミサイル機能試験</p> <p>2 装てん中は</p> <p>(1) 火気厳禁</p> <p>(2) 「装てん中」の標識札を掲示せよ。</p>

		<p>3 旋回及びふ仰は、警報ベルを鳴らし、付近に人及び障害物の無いことを確かめてから行え。</p> <p>4 装てん、抜弾及び整備作業のための旋回及びふ仰は、エアドライブモーターで行え。</p> <p>5 ミサイル発射時は、付近に人がいないことを確かめよ。</p> <p>6 警報装置が作動したならば、冷却及び過熱用ポンプを起動せよ。</p>
0L-03	アスロックミサイル直接装てん装置安全守則	<p>1 ストーピンの着脱は、確実に行え。</p> <p>2 ブラストドアの開閉は、付近に人及び障害物の無いことを確かめてから行え。</p> <p>3 ラマーブームの下に入るな。</p> <p>4 油圧パワーユニットの圧力計は、範囲内を示していることを確かめよ。</p> <p>5 ミサイルフィン及びスラストニュートライザプレートは、ミサイル格納時は取り外し、ミサイル装てん時に装着せよ。</p> <p>6 ドアブーツの装着を確実に行え。</p>
0B-01	B T 巻揚機安全守則	<p>1 管制ハンドルが電動位置のときに、電源スイッチを入れるな。</p> <p>2 回転ドラム管制は、回転ハンドルで行え。</p> <p>3 救命胴衣を装着せよ。</p>
0B-02	えい航具巻揚機安全守則	<p>1 投入及び揚収は、所定の速力で行え。</p> <p>2 えい航中は、えい索に注意せよ。</p> <p>3 えい航深度に注意し、海底接触を避けよ。</p> <p>4 えい航体に衝撃を与えるな。</p> <p>5 救命胴衣を装着せよ(こんごう型、むらさめ型及びたかなみ型を除く。)</p> <p>6 えい航具3型は、空中で4分間以上作動させるな。</p> <p>7 AN/S L Q-25及びえい航具4型は、空中で作動させるな。</p>
0B-03	B T 巻揚機(むらさめ型)(T A S S 巻揚機室)安全守則	<p>1 管制電源は、接続箱を接続する前に投入するな。</p> <p>2 操作箱は、接続前に電源スイッチ「断」、速度制御つまみ及び切替えスイッチ「停止」の位置を確かめよ。</p> <p>3 繰出、巻揚中は、無用に繰り出し機構部に近づくな。</p> <p>4 舷外作業を行う者は、救命胴衣を装着せよ。</p> <p>5 揚収時、えい航体を外舷に接触させないよう注意せよ。</p>
0D-01	航空標的機安全守則	<p>1 火気厳禁</p> <p>2 関係者以外は、機器類に触れるな。</p> <p>3 ドローンは、移動時を除き常に系止せよ。</p> <p>4 アンビリカルケーブル着脱時は、電源が「切」となっていることを確かめよ。</p> <p>5 給油時は、アンビリカルケーブルの電源の「切」及びアースが取られていることを確かめよ。</p> <p>6 艦上運転及び発射時は</p> <p>(1) エンジン起動は、当直士官に報告し、付近の安全を確かめ、標的長の指揮下で行え。</p> <p>(2) 列線作業員は、定位置を離れるな。付近の遮へい物を利用せよ。</p> <p>(3) 回転中のエンジンに近づくときは、標的長の指示を受けよ。</p>

		<p>7 J T O及び点火栓は</p> <p>(1) 落とすな。回すな。引きずるな。高熱に近づけるな。</p> <p>(2) 格納温度及び電波ふく射に注意せよ。</p> <p>(3) 点火栓の取付けは、発射直前に行え。</p> <p>(4) 許可された者以外は、取り扱うな。</p> <p>(5) 使用不能のものは、海中に投棄せよ。</p>
OM-01	掃海作業安全守則	<p>1 油圧装置の起動前に作動油量、空気圧及び冷却水の通水を確認せよ。</p> <p>2 ウインチ及びリールの運転前に、クラッチ及びブレーキの位置及び潤滑油の量を確認せよ。</p> <p>3 掃海索のわがねやバイトの中に入るな。</p> <p>4 令なくして、リールウエル内に入るな。</p> <p>5 投入及び揚収中は、手袋を付けたままワイヤーに触れるな。</p> <p>6 投入、揚収及びえい航中は、掃海索、えい索及び掃海電線をまたぐな。</p> <p>7 舷外作業は、救命胴衣及び墜落制止用器具を装着せよ。</p>
OM-05	掃海電線接続箱安全守則	<p>1 安全スイッチは、指定された者のほかは、操作するな。</p> <p>2 接続及び切り離し前に、次の事項を確認せよ。</p> <p>(1) 安全スイッチ「切」</p> <p>(2) 他艇の通電状況</p> <p>3 電線接続後、覆をかけよ。</p>
OM-13	V O S 巻揚機安全守則	<p>1 救命胴衣を装着せよ。</p> <p>2 V O S プローブに衝撃を与えるな。</p> <p>3 V O S プローブ深度に注意し、海底接触を避けよ。</p> <p>4 えい航中は、シーケーブルに注意せよ。</p>
OM-14	機雷探知機 (T Y P E - 2093) 巻揚機安全守則	<p>1 指揮官の令により操作せよ。</p> <p>2 作動中は、ワイヤーケーブルに触るな。</p> <p>3 緊急モード運転は、許可を受けよ。</p> <p>4 えい航体をメンテナンス位置に上昇させる場合は、えい航体とトローリングアイ間のロックを解除せよ。</p> <p>5 整備作業中は、「整備中」の標識札を掲示せよ。</p>
OM-15	T B L 昇降安全守則	<p>1 送受波器の降下時は、水深を確認せよ。</p> <p>2 送受波器の昇降時は、ゲートバルブの開閉を確実にせよ。</p> <p>3 送受波器の昇降は、対水速力 4 Kt 以下で行え。</p> <p>4 ステムハンドル操作時は、衣類の巻込みに注意せよ。</p> <p>5 ギヤホイールを取り外しているときは、ゲートバルブを操作するな。</p>
OM-16	モニター送受波器安全守則	<p>1 送受波器の降下時は、水深を確認せよ。</p> <p>2 送受波器の昇降時は、ゲートバルブの開閉を確実にせよ。</p> <p>3 ハンドル操作時は、衣類の巻込みに注意せよ。</p> <p>4 ギヤホイールを取り外しているときは、ゲートバルブを操作するな。</p>
OM-17	ガイドレール取扱安全守則	<p>1 作業は、2人以上で行え。</p> <p>2 動揺に備えよ。</p> <p>3 ガイドレールに控索をとれ。</p>
OM-18	音響コマンド送	<p>1 救命胴衣を装着せよ。</p>

	受波器安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 2 送受波器に衝撃を与えるな。 3 吊下深度に注意し、海底接触を避けよ。 4 コネクタの接続は、送波器を所定深度に吊下した^{ちよう}後、操作盤電源の「断」を確認して行え。
OM-19	機雷処分具(P A P 104 MARK 5)航走体安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 制御電源を「入」にするときは、ジョイスティックの中立を確かめよ。 2 推進器ガード内に手を入れるな。 3 主推進装置及び垂直推進装置は、空气中で20秒以上回転させるな。 4 照明装置は、空气中で3秒以上点灯させるな。 5 コマンドキースイッチが「ON」中は、航走体に触れるな。 6 航走体を前後左右各45度以上傾斜させるな。
OM-20	機雷処分具(P A P 104 MARK 5)航走体蓄電池安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 蓄電池を連続して5日以上、航走体内に放置するな。 3 蓄電池が航走体内にある場合、24時間ごとに1回、0.03MPaの圧力で15分以上の換気を行え。 4 充電器接続ケーブルを接続する場合は、絶縁手袋を着用せよ。 5 充電中は、換気を行え。 6 充電中に電解液の温度が45℃を超えた場合、充電をやめ、冷却せよ。
OM-21	機雷処分具(P A P 104 MARK 5)巻揚機安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指揮官の令により操作せよ。 2 油圧装置の起動前に、操作ボックスのコントロールハンドルの中立位置及び潤滑油量を確かめよ。 3 油圧ポンプの圧力が上昇する前に操作するな。
OM-22	処分具係維索切断器3型安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 火気厳禁 3 衝撃を与えるな。 4 装着前、雷管の位置を示すローターが、「SAFE」であることを確かめよ。 5 航走体投入直前に、指示により安全クリップ、安全栓を取り外せ。 6 切断器用信管の受圧部に圧力を掛けるな。 7 切断器が未作動で揚収した場合は、直ちに安全栓を装着せよ。
OM-23	SAM安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 機器の起動及び停止の操作は、定められた順序で行え。 3 機器を再起動するときは、停止後30秒間待て。 4 PCカードの交換は、電源を切って行え。 5 機関の起動中は、点検のほか機械室内に立ち入るな。 6 機械室内に立ち入るときは、ドアを開放せよ。 7 掃海具への通電及びデガウシングは、令により行え。 8 整備作業中は、電源スイッチ及びLCUに「整備作業中、触れるな。」の標識札を掲示せよ。 9 起爆ボルトの装てんは、指揮官の指示により行え。 10 CO₂消火システムの切替えスイッチは、常時「オート」とせよ。 11 CO₂消火システム停止後、ガスが換気されるまで機械室内に立ち入るな。

OM-24	SAM運航安全 守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 救命胴衣及び安全ベルトを装着せよ。 2 故障、他機との急速接近等、緊急事態に備えよ。 3 運航中、ドアは閉鎖せよ。 4 変針、減速を行うときは、必ず周囲を確認せよ。 5 見張りを十分に行え。
OM-25	SAM RCU 安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 起動及び停止の操作は、定められた順序で行え。 3 再起動するときは、停止後30秒間待て。 4 リモート（ローカル）モードへの変換は、周囲の安全を確かめてから行え。 5 オートパイロットモード操作中は、速力4Kt（回転数1000回転）以上を保て。 6 SAM制御信号の発信、受信を確かめよ。 7 警報メッセージを確かめよ。 8 掃海具への通電及びデガウシングは、指揮官の指示により行え。
OM-26	SAM発音体投 入、揚収安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 規約信号は、明確に行え。 2 投入前は、固定ボルト及びつり索を確かめよ。 3 発音体に控索を取れ。 4 発音体の揚げ降ろしは、静かに行え。 5 艇の動揺に備えよ。 6 ワイヤーに巻乱れが生じていないか確かめよ。 7 安全帽を装着せよ。
OM-27	機雷掃討具航走 体安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進器ガード内にむやみに手を入れるな。 2 通電中は、航走体に触れるな。 3 推進装置電動機は、空気中で5分以上回転させるな。 4 類別ソナー、識別ライトは、空気中で5秒以上作動させるな。 5 航走体投入前に、対水速度検出器カバーを取り外したことを確認せよ。 6 装填した爆雷、カッターにはアースを取れ。
OM-28	水中無人機安全 守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 防水コネクタ、防水キャップの装着は確実に行え。 2 各種ケーブルに過度な張力、屈曲を加えるな。 3 投入、揚収時及びビークルテストの際は、推進装置に近づくな。 4 航走体を充電する際は、充電前にケーブルの接続状況、電源の「切」及び本体又は充電器のアース接地を確認せよ。
OM-29	自走式機雷処分 用弾薬（訓練型） 充電装置安全守 則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 衝撃を与えるな。 3 ぬれた手で充電装置や2次電池に触るな。 4 異常を認めた場合は、直ちに充電スイッチ、電源スイッチを「切」とせよ。
OM-30	自走式機雷処分 用弾薬ケーブル ウインチ安全守 則	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほか、取り扱うな。 2 指揮官の令により操作せよ。 3 電源投入前に操作レバーが「停止」の位置にあることを確かめよ。 4 ケーブルの巻込み、繰出し中は回転中のドラムに触れるな。

		<ul style="list-style-type: none"> 5 ドラムの交換は電源を切ってから行え。 6 誘導ケーブルに過度な張力、屈曲を与えるな。 7 急激な操作を行うな。
OM-31	水中位置監視装置 (G A P S) 昇降装置安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 送受波器の降下時は、水深を確かめよ。 2 送受波器の昇降は、対水速力10Kt以下で行え。
0A-01	火薬庫安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 庫内の温度は、5℃以上38℃以下に、湿度は、80%以下に保て。 3 散（注）水等の付属装置は、常に安全な状態に保て。 4 火薬類の区分貯蔵は、規定どおり行え。 5 指定された者のほかは、庫内に入るな。 6 庫内には、2人以上で入れ。 7 清潔な衣服を着用せよ。 8 マッチ、ライター及びその他引火しやすい物を携行するな。 9 異常を認めた場合は、直ちに主管者（又は当直士官）に報告せよ。
0A-02	火薬類砲側格納所安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 格納中は、火気厳禁・高温注意 2 弾薬を格納したならば、「格納中」の標識札を掲示せよ。 3 清潔及び乾燥状態を保て。
0A-03	火薬類格納所（箱）安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 指定された者以外は、扉を開けるな。 3 火薬類の格納は、規定どおり行え。 4 異常を認めた場合は、直ちに主管者（又は当直士官）に報告せよ。
0A-06	料薬火工品格納所（箱）安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 常時清潔にし、低温及び乾燥状態を保て。 3 温度38℃以下に保て。 4 料薬火工品以外の物を入れるな。 5 衝撃や振動を与えるな。 6 不発時又は水でぬらしたときは、廃棄せよ。 7 散（排）水等の付属装置は、常に完全な状態に保て。（料薬火工品格納箱を除く。）
0A-07	火工品（伝爆薬筒）格納所安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 常時清潔にし、乾燥状態を保て。 3 衝撃や振動を与えるな。 4 水でぬらしたときは、廃棄せよ。
0A-08	アスロックミサイル安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 起爆装置の着脱のほか、艦上で分解及び組立てを行うな。 2 衝撃を与えるな。 3 アースは、常時取れ。 4 ロケット・モーター部には、電磁ふく射、静電気、水しぶき及び熱を与えるな。 5 庫内格納中及び装てん後は、スラストニュートライザーを外せ。 6 取扱中は <ul style="list-style-type: none"> (1) 火気厳禁

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 指定された者のほかは、近づくな。 (3) 監視員を配員せよ。 (4) 消火ホースに充水し、消火員を配員せよ。 (5) 電波のふく射に注意せよ。
0A-11	火薬類格納所安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 指定された者以外は、火薬類格納所に入るな。 3 格納庫内の温度は、5℃以上38℃以下に、湿度は、80%以下に保て。 4 散（注）水等の付属装置は、常に完全な状態に保て。 5 コンテナ及びパレット等の分類格納は、規定どおり行え。 6 異常を認めた場合は、直ちに主管者（又は当直士官）に報告せよ。
0A-12	コンテナ類安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁及び高温注意 2 弾薬が格納されている場合は、標識札を掲示せよ。 3 衝撃を与えるな。 4 アースは、常時取れ。 5 常時清潔にし、乾燥状態を保て。 6 コンテナをつり揚げる場合は、必ず所定のスリングを使用せよ。 7 コンテナを格納所内で搬送する場合は、必ず所定の機器を使用せよ。
0A-13	パレット類安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁及び高温注意 2 弾薬が格納されている場合は、標識札を掲示せよ。 3 衝撃を与えるな。 4 アースは、常時取れ。 5 常時清潔にし、乾燥状態を保て。 6 パレットをつり上げる場合は、必ず所定のスリングを使用せよ。 7 パレットを格納所内で搬送する場合は、必ず所定の機器を使用せよ。
0A-14	スタンダードミサイル安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 艦上で分類及び組立てを行うな。 2 衝撃を与えるな。 3 アースは、常時取れ。 4 ロケット、モーター部には、電磁ふく射、静電気、衝撃、水しぶき及び熱を与えるな。 5 取扱中は <ul style="list-style-type: none"> (1) 火気厳禁 (2) 関係員以外近づくな。 (3) 監視員を配員せよ。 (4) 消火ホースに充水し、消火員を配員せよ。 (5) 電波のふく射に注意せよ。 6 誤ってミサイルを落としたときは、直ちに主管者（又は当直士官）に報告せよ。
0A-16	係維機雷安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 全 般 <ul style="list-style-type: none"> (1) 衝撃を与えるな。 (2) 機雷をつり揚げる場合は、必ず係維器の眼環を使用せよ。 (3) 機雷をつり揚げて移動するときは、第5車輪止めねじ又は運動ポンプの安全栓の挿入を確かめてから行え。

		<p>2 構成部品</p> <p>(1) さく薬を装てんしたかん体、伝爆薬及び雷管は、規定どおり格納せよ。</p> <p>(2) かん体から、油状の浸出物等異常が認められたときは、直ちに報告せよ。</p> <p>(3) 伸張器、発火装置等は、振動、衝撃、湿気及びじんあいに注意せよ。</p>
0A-17	シースパローミ サイル安全守則	<p>1 艦上で分解及び組立てを行うな。</p> <p>2 コンテナ及び弾庫内にあるときは</p> <p>(1) アースを常時とれ。</p> <p>(2) 「SAFE/ARM」スイッチの「SAFE」を確かめよ。</p> <p>3 ミサイルに電磁ふく射、静電気、衝撃、水しぶき及び熱を与えるな。</p> <p>4 弾庫内の実弾（訓練頭部を含む。）は、レドームにカバーを装着せよ。</p> <p>5 取扱中は</p> <p>(1) 火気厳禁</p> <p>(2) 関係者以外は、近づくな。</p> <p>(3) 監視員を配員せよ。</p> <p>(4) 消火ホースに充水し、消火員を配員せよ。</p> <p>(5) 電波の照射に注意せよ。</p> <p>6 誤ってミサイルを落としたときは、直ちに主管者（又は当直官）に報告せよ。</p>
0A-20	爆破型切断器安全守則	<p>1 たがねの出る方向を人に向けるな。</p> <p>2 たがね受けに手を入れるな。</p> <p>3 発射薬挿入時は、切断器本体及び機構板に安全針を挿せ。</p> <p>4 衝撃を与えるな。</p> <p>5 安全針は、投入前に抜き、揚収時は切断器本体が水面を切ったならば挿せ。</p> <p>6 揚収後は、直ちに尾栓部の水及び発射薬を抜け。</p>
0A-21	V L S 弾庫安全 守則	<p>1 火気厳禁</p> <p>2 指定された者以外は、弾庫に入るな。</p> <p>3 弾庫に入るときは</p> <p>(1) LOCAL STATUSパネルの「MAGAZINE HAZARD」を確かめよ。</p> <p>(2) 庫内が空調装置により、ブローアウトされたことを確かめよ。</p> <p>(3) マッチ、ライターその他引火しやすいものを携行するな。</p> <p>4 庫内の温度は、5℃以上38℃以下に、湿度は、80%以下に保て。</p> <p>5 注散水装置及び警報装置は、常に完全な状態に保て。</p> <p>6 異常を認めた場合は、直ちに主管者（又は当直士官）に報告せよ。</p> <p>7 整備作業を行うときは、2人以上で作業せよ。</p>
0A-22	処分用爆雷（5 型）安全守則	<p>1 火気厳禁</p> <p>2 指定された者のほかは、取り扱うな。</p> <p>3 衝撃を与えるな。</p> <p>4 航走体に装てん完了後、指示により安全クリップを外せ。</p> <p>5 空気中で安全栓を抜くな。</p>

		6 真水等で洗浄する際は、発火装置の導水口に水圧及び空気圧を加えるな。
0A-23	処分用爆雷（6型、7型）、係維索切断器安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 指定された者のほかは、取り扱うな。 3 振動及び衝撃を与えるな。 4 時限時間及び受信コマンドの設定は、指示により行え。
0A-24	自走式機雷処分用弾薬安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 電源スイッチを「入」とするときは、ソフトウェアが起動していないことを確かめよ。 2 推進器ガード内にむやみに手を入れるな。 3 推進器は空気中で30秒以上作動させるな。 4 照明装置は、空気中で5秒以上点灯させるな。 5 テレビカメラを光源（太陽光等）方向に向けるな。 6 火気厳禁（実弾型） 7 指定された者のほかは、取り扱うな。（実弾型） 8 衝撃を与えるな。（実弾型） 9 指示なく安全解除キーを外すな。（実弾型） 10 安全解除キーを外した自走式機雷処分用弾薬を投入したならば、揚収するな。（実弾型）

5 その他の部

番 号	表 題	掲 示 内 容
OS-02	潜望鏡安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 鏡筒の真下に近づく場合は、急に降下するおそれのないことを確かめよ。 2 鏡筒及び鏡筒潤滑部に傷を付けるな。 3 旋回の難易及び漏水の程度に注意せよ。 4 鏡筒を降ろす場合は、握手を垂直に立てよ。 5 昇降試験の際は、当直士官の許可を受け、更に艦橋又は艦橋中段に警戒員を配置せよ。
OS-11	えい航式パッシブソーナー機械装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 起動前に、人員の安全を確認し、警報ベルを鳴らせ。 2 操作前に、人員の配置及び緊急停止装置の作動を確かめよ。 3 操作員及び投入、揚収時の甲板作業員は、安全帽及び救命胴衣を装着せよ（こんごう型以降の護衛艦を除く。）。 4 水密扉（防潮扉）のロックを確かめよ。 5 油量に注意し、各バルブの開閉状態を銘板により確かめよ。 6 整備作業を行う場合は、電源の「切」及び余圧が無いことを確かめよ。
OS-12	えい航式パッシブソーナーえい航受波部安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 えい航受波部を取り扱う場合は、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 衝撃や圧力を加えるな。 (2) 傷つけたり、変形させるな。 (3) 半径60cm以下（潜水艦においては45cm以下）で曲げたり、ねじったりするな。 2 整備作業を行う場合は、電源の「切」を確かめよ。 3 受波アレイ付近は、火気厳禁
OS-13	サータス揚収装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 起動前に、ウインチ付近の安全を確認せよ。 2 油圧及び油温に注意せよ。 3 ロッキングパウルの係止及び解除は、確実に行え。
OS-14	バックデッキ作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 救命胴衣を確実に装着せよ。 3 指定された者以外をサータス区画に入れるな。 4 アレイ及びトウケーブルをまたぐな。 5 動揺及びスタンシュートからの波浪に注意せよ。 6 NORPARを取り扱う場合は、ゴーグルを着用せよ。 7 ウインチの急加速及び急減速に注意せよ。 8 アレイ及びケーブルに付着した異物（危険物）に注意せよ。
OS-15	サータスアレイ取扱安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 えい航受波部を取り扱う場合は、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 衝撃や圧力を加えるな。 (2) 傷つけたり、変形させるな。 (3) 半径60cm以下で曲げたり、ねじったりするな。 2 整備作業を行う際は、電源の「切」を確認せよ。 3 受波アレイ付近は、火気厳禁
OS-16	測深儀機器室作業安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 当直士官の許可を受けよ。 2 作業区画付近は、火気厳禁

		<ul style="list-style-type: none"> 3 区画内の換気を十分に行え。 4 監督者を指定し、作業は、2名以上で行え。 5 裸火、裸電球及び不良電気器具を使用するな。 6 異常を感じたなら、直ちに区画外に出よ。
OS-17	船外機取扱安全 守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 起動前に、各部の取付状況を点検せよ。 2 落下防止のため、控索をとれ。 3 起動時は、クラッチレバーの中立を確かめよ。 4 起動後、冷却水の通水状況を確かめよ。 5 推進器点検時は、エンジンを停止せよ。 6 使用後は、真水洗いを行え。
OS-18	航海情報処理装 置安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 内部を点検するとき以外は、カバー及びドアを開放するな。 3 過熱、発煙、異臭等の異常を発見したならば、電源を切れ。 4 整備作業のため電源を「切」にした時は、装備及び給電盤に「整備作 業中」の標識札を掲示せよ。
OS-19	慣性装置安全守 則	<ul style="list-style-type: none"> 1 試験関係者及び指定された者のほかは、取り扱うな。 2 起動及び停止の操作は、必ず定められた順序に従って行え。 3 内部を点検するとき以外は、カバー及びドアを開放するな。 4 過熱、発煙、異臭等の異常を発見したならば、電源を切れ。 5 整備作業のため電源を「切」にした時は、装備及び給電盤に「整備作 業中」の標識を掲示せよ。
OS-20	ソーナードーム 加圧装置安全守 則	<ul style="list-style-type: none"> 1 火気厳禁 2 指定された者のほかは、取り扱うな。 3 弁の開閉は、ゆっくり行え。 4 漏気を認めたならば、直ちに元弁を閉鎖せよ。
OS-21	加圧状態のソー ナードーム内作 業安全守則	<ul style="list-style-type: none"> 1 高圧室内作業主任資格者の指揮に従え。 2 加圧装置の弁操作は、指定された者が行え。 3 ドーム内圧力を$0.1 \pm 0.01 \text{MPa}$ ($1 \pm 0.1 \text{kgf/cm}^2$) に保て。 4 ドーム内作業は、3人以上で行え。 5 マッチ、ライターその他スパークの発生源となる物を一切持ち込むな。 6 換気を十分に行え。 7 各部との連絡及び必要な措置を講ずるため、エアーロック室付近に連 絡員を配員せよ。 8 アクティブソーナーの発信のないことを確かめよ。 9 ラバーウインドウの表面には、素手で直接触れるな。
OS-23	潜水艦欺まん体 (NAE)安全守 則	<ul style="list-style-type: none"> 1 装てん直前まで容器を開封するな。 2 海水又は水を掛けるな。 3 装てん・抜弾時、信号発射筒の軸線に入るな。 4 発射直前まで注水するな。 5 火気厳禁 6 装てん後、許可なく抜弾するな。 7 セイフティスクリュウは、信号発射筒に装てん後取り外せ。

		8 注水後抜弾する場合、タイマー設定時間+5分以上経過後、発信音のないことを確かめよ。
OS-25	えい航式ソーナー えい航中の安全守則	1 前進の行脚を保持せよ（緊急やむを得ない場合のほか、「後進の使用」及び「ホバリング」は実施しない。）。 2 大角度変針は、極力するな。 3 沈座は、するな。 4 アレイ深度を監視し、海底との十分な深度差を確保せよ。
OS-28	艦外排出筒安全 守則	1 哨戒長の許可を受けよ。 2 排出深度を厳守せよ。 3 内扉を開くときは、ベント弁を開とし、筒内の異常の有無を確かめよ。 4 内扉開放中は、内扉の落下に注意せよ。 5 ごみ等の排出量及び排出方法は厳守せよ。
OS-30	医薬品保冷保存 庫安全守則	1 揮発しやすく、かつ、引火しやすいものは、爆発の危険があるので、絶対に庫内に入れるな。 2 ドック修理等で長時間使用しない場合は、電源プラグを外せ。
OS-31	ROV安全守則	1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 指揮官の指示なく操作するな。 3 次の機器は、周囲に人がいないことを確かめてから作動させよ。 (1) ピンチローラー (2) トラクションウインチ (3) ドラムウインチ
OS-33	冷房装置2次冷 水安全守則	1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 水冷電子機器作動時は、2次冷水循環ポンプを停止するな。 3 関係諸弁の開閉を確実にせよ。 4 冷却水の温度に注意せよ。
OS-34	水冷電子機器安 全守則	1 情報処理装置及びソーナーの電源投入前に2次冷水の通水を行え。 2 機器から漏水を発見したら、速やかに通水バルブを鎖とし、当直士官に報告せよ。 3 出入口の圧力差が0.05MPa (0.5kgf/cm ²) 以上であることを確認せよ。
OS-35	浮遊空中線自動 巻出巻取装置安 全守則	1 起動前にハンドクランクが駆動機構の歯車箱からはずれていることを確かめよ。 2 耐圧ケース内が乾燥した状態で操作するな。 3 空中線が過大な速度で送出し始めたときは、流量調整弁を絞れ。 4 巻出時、リールの残り巻数が1層（約20巻）となったら、巻出しを止めよ。 5 巻取時、空中線が駆動機構から抜ける前に、リール流量制御弁を閉めよ。
OS-36	ラバーウィンド ウ加压装置安全 守則	1 指定された者のほかは、取り扱うな。 2 起動及び停止の操作は、必ず定められた手順に従って行え。 3 制御盤の電源又は加压ポンプ起動器の電源を切る場合は、当直士官の許可を受けよ。 4 ハイドロホン区画内の差圧0.06~0.095MPa (0.6~0.95kgf/cm ²) に注意

		せよ。
OS-37	えい航型アレイ 揚収装置安全守 則	<ol style="list-style-type: none"> 1 受波アレイの巻出しは6Kt以上、巻取りは4～6Ktで行え。 2 たるみ発生時には、巻出しをするな。 3 巻き出し又は巻き取り中は、変針・変速を行うな (やむを得ず変針・変速を行う場合は、操作を一時中止し、定針・定速後、ケーブル長以上直進したのち再開する。) 4 えい航中は、ストップピンを「嵌^はみ」とせよ。 5 収納管への注水は、1号サービス海水ポンプを「低速運転」とせよ。
OS-38	信号発射筒7型 改2安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 注排水前に、前扉・後扉の閉鎖を確かめよ。 2 注水操作前に、必ず前扉開鎖軸を「開自由」位置とせよ。 3 信号弾が射出不完全のときは、前扉を閉めるな。射出じょうの指示板により、信号弾の射出を確かめよ。
OS-39	信号発射筒8型 改2安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 注排水前に、前扉・後扉の閉鎖を確かめよ。 2 注水操作前に、必ず前扉開鎖軸を「開自由」位置とせよ。 3 空気射出は、規定圧力で発射せよ。 4 信号弾が射出不完全のときは、前扉を閉めるな。 (1) 空気射出の場合は、射出確認レバーで信号弾の射出を確かめよ。 (2) 手動射出の場合は、射出じょうの指示板により、信号弾の射出を確かめよ。
OS-40	レーザー安全守 則	<ol style="list-style-type: none"> 1 照射対象への使用制限を順守せよ。 2 レーザーを照射する前に周囲に影響がないことを確認せよ。
OS-41	光学式監視装置 (レーザーレー ダー) 安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽光を見るな。 2 レーザー照射時、人体に向けるな。 3 レーザー光を直接覗き込むな。 4 レーザー光に直接触れるな。 5 マストで作業をする場合は、レーザー光を照射するな。 6 電源ボタン点滅時操作禁止 7 指定された者のほかは、取り扱うな。 8 探知モニタに表示される安全距離を超えない範囲で照射せよ。 9 射線方向の安全を確かめよ。
GE-01	冷蔵庫安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 庫内に入るときは、脱出要領を確かめよ。 2 閉鎖するとき、庫内に人がいないことを確かめよ。
GE-02	調理がま(蒸気) 安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全弁に触れるな。 2 蓋を開くときは、顔や手に注意せよ。 3 常に圧力計に注意せよ。 4 使用後は、蒸気弁及び排気弁を閉めた後にドレン弁を開け。 5 安全弁が作動したならば、蒸気弁を閉めよ。
GE-03	調理がま(電気) 安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 ぬれ手でスイッチを操作するな。 2 スwitchを入れる前に、水が入っていることを確かめよ。 3 使用中は、離れるな。 4 使用後は、電源を「断」とせよ。
GE-04	オープン(電気)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ぬれ手でスイッチを操作するな。

	安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 2 水を掛けるな。 3 使用前、受皿に水が入っていることを確認せよ。 4 使用中、扉（蓋）を開けるときは、熱気に注意せよ。 5 使用中は、離れるな。 6 使用後は、電源を「断」とせよ。
GE-06	食器消毒器（蒸気）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 蒸気止め弁は、使用時以外閉じておけ。 2 減圧弁及び調節ハンドルをみだりに操作するな。 3 圧力計に注意せよ。 4 蒸気弁は、徐々に開き、ドレンを十分に排除せよ。 5 使用後は、蒸気弁を閉め、器内の蒸気を排出した後扉を開け。 6 食器類の出し入れは、手袋を着用せよ。
GE-07	湯沸器安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用前に、水が入っていることを確かめよ。 2 80%以上水を入れるな。
GE-08	万能調理機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 スタータースイッチを入れる前に、クラッチの「脱」を確かめよ。 2 運転中は、回転部に触れるな。 3 使用前、刃類の取付けを確かめよ。 4 使用後、刃類の取外し又は洗浄する場合には、クラッチ及びスタータースイッチの「脱」を確かめよ。
GE-09	糧食昇降装置安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業指揮は、明確に行え。 2 ストラットに乗るな。 3 運転中は、鉄塔内に顔や手を入れるな。
GE-10	ディスポーザー安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 ぬれ手でスイッチを操作するな。 2 スwitchを入れる前に、注水せよ。 3 固形物（金属ガラス、陶磁器）及びビニール類は、入れるな。
GE-11	急速調理機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 ぬれ手でスイッチを操作するな。 2 水を掛けるな。 3 機内に顔を近づけるな。 4 電源スイッチを入れる前に、機内を確認せよ。
GE-12	オイルフライヤー安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 スwitchを入れる前に、油槽の油量を確かめよ。 2 使用中は、離れるな。 3 作業が終わったならば、スイッチを「切」にし、パイロットランプの消灯を確かめよ。さらに電源スイッチを「切」とし、電源表示灯の消灯を確かめよ。 4 油槽内及びヒーター表面は、常に清潔に保て。
GE-13	ダムウエーター操作盤安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 積載荷重は、安全使用荷重以下であることを確かめよ。 2 ケージから荷物をはみ出させるな。 3 扉は、完全に閉めよ。 4 非常時は「停止」ボタンを押せ。
GE-14	洗米機（電動）安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 ぬれ手でスイッチを操作するな。 2 スwitchを入れる前に、注水せよ。
GE-15	自動食器洗浄機安全守則	<ol style="list-style-type: none"> 1 ぬれ手でスイッチを操作するな。 2 スwitchを入れる前に、洗浄タンク及び予備すすぎタンクの水位を確

		<p>認せよ。</p> <p>3 高さ100cm以上のものを洗浄機に通すな。</p>
GE-16	フードスライサ 安全守則	<p>1 ぬれ手でスイッチを操作するな。</p> <p>2 刃物カバー内には、手を入れるな。</p>
GE-17	コンベクション オープン安全守 則	<p>1 ぬれ手でスイッチを操作するな。</p> <p>2 水を掛けるな。</p> <p>3 機内に顔を近づけるな。</p> <p>4 電源スイッチを入れる前に、機内を確認せよ。</p>
GE-18	電気料理器・フラ イヤー安全守則	<p>1 鉄板焼きの取っ手は、素手では絶対に触るな。</p> <p>2 スwitchを入れる前に、油槽の油量を確かめよ。</p> <p>3 使用中は、離れるな。</p> <p>4 作業が終わったならば、スイッチを「切」にし、パイロットランプの 消灯を確かめよ。</p> <p>5 油槽内及びヒーター表面は、常に清潔に保て。</p> <p>6 使用后、フライヤーの油は、必ず抜き取れ。</p>
GE-19	食器消毒器（電 気）安全守則	<p>1 ぬれ手でスイッチを操作するな。</p> <p>2 本体に水を掛けるな。</p>
GE-20	食器保温器安全 守則	<p>1 ぬれ手でスイッチを操作するな。</p> <p>2 スwitchを入れる前に、ベンマリタンクの水量を確かめよ。</p> <p>3 給水しているときは、離れるな。</p>
GE-21	肉ひき機安全守 則	<p>1 ぬれ手でスイッチを操作するな。</p> <p>2 ホッパー内に手を入れるな。</p>
GE-22	球根皮むき機安 全守則	<p>1 皮むき円盤を取り外すときは、電源を切れ。</p> <p>2 運転中は、回転部に触れるな。</p>
GE-23	ティルティング パン安全守則	<p>1 ぬれ手でスイッチを操作するな。</p> <p>2 油の使用時は、離れるな。</p>
GE-24	保鮮装置安全守 則	<p>1 ぬれ手でスイッチ及び電気部品に触るな。</p> <p>2 冷媒ユニットの冷媒を、放出するな。また、シリコン系シール材及び 腐敗性ガスを使用するな。</p> <p>3 可燃性スプレーを近くで使用するな。また、可燃物を近くに置くな。</p> <p>4 散水又は本体に水滴が付くような加湿は絶対に行うな。</p> <p>5 オゾンの臭いがするときは、運転をやめ、換気せよ。</p> <p>6 本体の吸気口及び吹出口をふさぐな。</p> <p>7 庫内での作業が10分を越える場合は、運転をやめよ。</p>

「発行区分：A」 「例規」